

平成28年第3回平取町議会定例会（開会 午前 9時30分）

議長

おはようございます。ただいまより、本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は12名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって1番松原議員、2番丹野議員を指名します。

日程第2、一般質問を行います。各議員からの質問事項につきましては、お手元に配布したとおりであります。この順序により指名をいたします。4番中川議員を指名します。4番中川議員。

4番
中川議員

おはようございます。前もって通告してあります第三者継承についてお聞きしたいと思います。現在、新規就農者に関しましては、実践農場が紫雲古津地区、また振内地区にそれぞれ1か所ずつあることから、毎年2戸の4名の受け入れが可能になっております。このことに関しましては、担い手協議会の中で審議されてきました。その結果、今まで平成14年から始まり、紫雲古津地区では7戸の家族が、また振内地区では12戸の家族が、そして現在2戸の家族が、計21戸の家族がこの平取で就農し、施設ハウスでトマトづくりを営まれております。一度紫雲古津地区の新規就農者の方々と話をする機会がありましたので、皆さんの思いを聞いたところ、平取町へ来てよかったと大変喜んでおりました。これからも平取のために力を尽くしてくれるのではないかと思います。昨年11月の全体協議会の中で、第三者継承という新しい取り組みの事業が計画にあがってまいりました。このことについては、12月の定例議会の中で、松原議員が触れていましたが、もう少しお話を聞かせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。この事業は、後継者のいない農家さんの経営資産を引き継いで就農する方法で、土地、機械、ハウスなどそれらを丸ごと継承できる方法でございます。これから平取町の農業を引き継ぐという、とても良い事業だと思っております。しかし、新規就農者のように、最初から新しい土地でトマトをつくることのできる土地と、今までトマトづくりを続けた土地では、第三者継承者の制度を利用して、そこからスタートすることはとても難儀されるのではないかと思います。何より最近、古くからトマトをつくってる方々でさえも、土づくりに関して、とても難儀されております。打開策としましては、研修会に参加したり、土の消毒やら抵抗力を持った新品種の導入等、大変トマトをつくるのに今まで以上に難儀されております。そこへ第三者継承とは、とても最初からリスクのある課題ではないかと思います。昨年担い手協議会の中で、1組の家族がこの制度を利用されるということをお聞きしましたが、新規就農者の方々とは違いもう一步も二歩も目を配る必要があるのではないかと思います。そのところいかがお考えでしょうか。

議長

産業課長。

産業課長

はい。質問にお答えいたしたいと思います。第三者継承を利用して入ってくる際に既存のハウス等を使用するため、土地のリスク、病気等が心配されないかということでございますけれども、その点につきましては担い手協議会の中でも話がされておりました。近い将来、農家をやめたい高齢者等によりということですが、そういう話が何件か聞いたりしております。実際に、それでは来年どうですか、再来年やめますか、そういう後から入ってくる人を紹介したいんですけれどもという話を具体的にすると、もう少し、本当はあと2年3年やりたいんだ、あと5年やりたいんだっていうようなかたちで、そういうケースが昨年もございました。実際にやめたいというところがあって、具体的にあたっていくと、や、できればあと2、3年やりたいんだけど、というようなかたちで、そこと第三者継承で入ってくるような方を、マッチングって言いますか、あわせようとしたんですけれども、実際に話を聞いてみると、もう少しやりたいというようなかたちで、そこはちょっとだめっていう話になったりもいたしました。そういうこともありましてJAとも話し合いを行っておりますけれども、より具体的な、現実的な調査等を行って、本当にあと何年でもう具体的に農家できれば整理してやめたいというようなかたちのものを調査していきたいというふうに思っております。そういうことをすることによって、年次計画によってその農家さんはあと何年でぬけるんで、その際に来た新規就農だとか、第三者継承等により入れるというようなことスケジュールが立てやすくなってですね、その間にその土地の土壌消毒、ビニールを離して雨風にあてたりだとか、雪を積もらせたりだとか、また緑肥のすき込み等も行ったり土壌消毒を行って十分リスクを回避するというようなことができるんじゃないかというふうに考えております。議員おっしゃられたとおり、今回1名の新規就農希望者は、既存のハウスを利用するかたちで入ってくるというようなかたちになりますけれども、その土地についても、すでに緑肥のすき込みですとか、土壌消毒等を行って、そういうリスクを回避するというようなかたちで対応しているところでございます。今後このようなケースが増えてくるというふうに予想されますので農業支援センター、JAですとか、農業普及センターなど関係機関と連携しながらそのようなリスクがないようなかたちで入ってきていただくというようなかたちで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長

中川議員。

4番

中川議員

課長もいろんな現場を見てきてるのでわかってると思いますけども、これから少しずつ高齢化の方々がたくさん出てくるとは思いますけども、このことについてはもちろん、地主さんの協力や地域の皆さん、そして町や農協の皆さん方で安定な経営ができるようにしっかり支えていかなければならないと考えて、

私も思います。そして第三者継承を平取町に新規就農者と同様に根付かせていかなければならないと思いますけども、その辺、課長、どのような考えをいたしますか。

議長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。議員おっしゃられるとおりに実践農場については2か所しかないということで毎年2戸4名の方に入ってきていただくということで、実際に農家の減少等、昨年具体的に調べたら思ったよりも施設農家等の減少は町の人口の減少ですとか、ほかの農業関係から比べるとゆるやかなかたちになっているというふうに聞いておりますけれども、それにしてもですね、後継者不足、農家の減少は避けられないということで、第三者継承というようなかたちの新規就農者のあり方を進めていって、1年に2戸というかたちで、今まで来てまいりましたけれども、28年度は3戸入ってくるということで、今後については2戸にこだわらずに3戸なり4戸入ってきてもらえるということになれば、いろんな対策を講じて、来てもらう方に通常のルートで来るのとかかわらないようなかたちの対応をしていきながら、そういう方を呼び込んでいきたいというふうに考えております。

議長

中川議員。

4番

中川議員

課長の言うとおりに、ぜひその施設野菜で事業の成功をさせていただきたい。また、そして、次の目標を持つてはいかがと思います。それは、酪農、畜産に關しましての第三者継承でございます。つい1か月前に農業新聞の中で、宗谷管内の浜頓別町の酪農経営を引き継ぐために、研修に励んでいる夫婦が新聞に掲載されておりました。この方の思いは、苦勞してつくり上げた牧場を手放すのは寂しい。元経営者の気持ちを大切に、自信を持ってやっていけるよう、研修したいという思いを掲載されておりました。このことについては、大変難しい事業だとは思いますが、わが平取町には畜産公社という大きなところもありますので、そこで研修するという考えもございします。ただ、酪農に關しましては、道内では、第三者継承を利用して経営を譲りたいという方が多数います。となり町の日高町においても、何軒の方々が経営を譲りたいという人がネット上に載っておりました。酪農、畜産に關しましては、大変難しい仕事だとは思いますが、もしこの平取町で就農したいという人が現れたならば、受け入れる手だてを考えてはと思いがございしますが、そこら辺はいかがお考えでしょうか。

議長

産業課長。

産業課長

お答えしたいと思います。当初、最初に総合計画にこの事業をのせた経緯としては、酪農、畜産をターゲットにしておりました。で、施設野菜のほうで今回、3戸の方が来たということで、その分をあてていくということで施設野菜のほうに振り替えていったような事情がございます。ということで酪農畜産の部分についても十分後継者がいない、負債が大きくてやめていくにもなかなか来てくれる人がいなくてやめられないという話を聞いたりしております。ということでですね、うちの町でも酪農畜産を含めたなかで対応していきたいということでありましたけれども、計画自体には具体的な事例がまだ来てないということもありまして、予算額等についても28年からではなくて29年からということで、一定額の金額をのせてきたところがございます。ただ、酪農畜産の第三者継承っていう場合には、施設野菜に比べて莫大な初期投資がかかってくるという部分もございまして、行政だけではなく、JAを含めたなかでの支援策が必要と考えてるところでございます。第三者継承の先進地、実際に行われているところというのは酪農畜産地域であり、行政とJAなど地域が一体となった支援策を行ってきているというふうに聞いております。施設野菜の第三者継承は北海道内ではいまのところまだないということで平取町がこれを行った場合第1号になるというふうに聞いております。その場合にこれがうまくいけばあとに続きますけれども、これが失敗してしまうとやっぱり第三者継承は難しいんじゃないかというような空気になってなかなかそれから進まないということもありますので、うまくいかなかった場合のダメージが大きいということで、今回の部分については何とか成功させたいというふうに思っているところがございます。また酪農畜産の部分については今までも平取に来てやりたいという方が何件かございました。実際に農家の方と話をしたりですとか、どれぐらい経費がかかるという部分での調整まではいきましたけれども、その金額がなかなか入ってくる方と折り合わないという部分もあって、ほかの町のほうに行ったという経緯もございました。今言ったようにかなりの経費がかかるということで、来る方にも、来てから負債抱えながらやっていくというかたちになるものですから相当の覚悟がないとやっていけないということも想定されますので、その部分についても、各関係機関、行政とJAですとか、普及センター、また農業委員会、地域の農業者の方と十分協議をしながら、どのような支援策をしていった場合に酪農畜産の部分で入ってくる、来てもらえることができるかというのを協議しながら対応していきたいというふうに考えております。

議長

中川議員。

4番

中川議員

今は合併したびらとり農協で酪農畜産の生産者の数は少し変わっておりますけれども、わが平取町だけの酪農関係者は、平成17年には22軒の生産者がおりましたが、現在では、13軒に減少しております。また、和牛に関しましても、同様に平成17年には48軒の生産者がおりましたが、現在では32軒と

減少しております。この原因も、後継者不足と高齢化、またいろんな原因があるとは思いますが、もし牛に興味を持って、第三者継承の資格があり、そして経営を譲りたいという人が現れたなら、受け入れるという考えもこれからは必要ではないかと思っております。施設に投資がかかるとさっき課長のほうから言っておりましたけども、そこら辺は何とか町のほうで、うまく制度を利用しながらでもやってもらいたいなど。せつかくここまで築いてきたトマトや和牛のブランドを守っていくことは、第三者のでも必要ではないかとこれからは思いますので、そのことを考えるべきであると思っております。また、将来のことを考えた場合、今は団塊の世代の人たちが頑張って農業を支え続けておりますけども、のちのちのことを考えた場合、過疎化の心配もありますし、この平取町の農地をどのように守っていくか、これからの課題ではないかと思っております。政府は国家戦略特区での企業で農地を所有する条件つきで認める特例措置を正式に決めております。これは企業の参入で農地が有効に利用され、若い人の参入が図られることが目的だそうです。当分地域限定だそうですけども、なるべくなら、このような制度を利用しないでも、小人数でも大きな面積をこなしていくような制度を利用して今後考えていく必要があると思いますが、そこらへんいかがお考えでしょうか。

議長

産業課長。

産業課長

お答えしたいと思います。農地の耕作放棄地を出さないといようなかたちの対策につきましては、現在も中山間地域等直接支払交付金事業ということで、実施をしております。放棄地を出さないための対策を行ってるといことでやっておりますけれども、今後においては農作業受委託組織、いわゆるコントラクターの整備に関わる支援ですとか、独立就農希望の人だけでなく、要するに、来て、自分で経営をして農業やりたいという人ばかりではなくて、仕事として農業に関わりたい人というのめかなり相談会等に行くといことで、そういう方も取り込んでいきたいといふうで考えているところがございます。議員おっしゃったとおり、国のほうはそういう会社組織ですとかそういうところも、農地が取得できるようにといようなかたちでいろいろと施策をやってきておりますけれども、実際に北海道の日高の平取という地区を考えると、政府が言ってるような規模拡大ですとか、共同で行うですとか、法人化を進めるといのはなかなか進んでいかないような部分がございます。そういうところにTPP対策の事業をあてるめとか、畜産クラスターにしてもそうですし、担い手対策といことで、27年度の補正で出てきている事業ですけどもうちの町も取りまとめして計画をあげてっております。ただ、規模拡大ですとか、共同でやるかですとか、法人化、新規就農とい部分で足りないといことで、ポイントが足りなくて、軒並み対象になってないといかたちで、こんなことをやってたら日本の農業ですとか、北海道の農業、日高の農業はだめになってい

くんじゃないかと思うんですよね。既存で頑張っていく人たちを何とか支援するというような対策がないとなんぼ口でT P P対策してると言っても実際現場ではそういうふうな状況になってるということで、これは北海道、国のほうにも声を大きくして言ってかないといつまでたってもそういう地域については何も支援があたらないというかたちでどんどん会社組織ですとか、法人化、規模拡大してるようなところに制度があたるようなかたちでいくとですね、今やってる方は軒並みつぶれていくというようなかたちになるんじゃないかという心配をしているところでございます。さっき言いましたとおり、独立就農の人だけでなく、仕事として農業に関わりたい人を取り込んでいったり、そういうことを進めていくことが重要と考えておりますので、このことについても農業関係の機関や農家の皆さんと協議をしながら対策を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長

中川議員。

4 番
中川議員

今でさえ、平取町の水田地を利用してアグリサポートが農地を利用して牧草の管理を任されております。これももう限界の手前まできてるんじゃないかと思ひますけども、農業協議会の中で課長のほうで、もう話し合っていく、それしかないと言っておりますけど、本当にそれしかないのか、そこら辺、ちょっとお聞きいたします。

議長

産業課長。

産業課長

農業協議会の中でだけ考えていくのかというような質問でよろしいでしょうか。お答えしたいと思います。基本的な平取町の農業の方向性につきましては、農業協議会の中で話し合いをして進む方向を決めていきますけれども、実際に議会ですとか議員の皆さんですとか、町民の方、J Aですとかそういう意見も聞きながら、取り入れながら、言ったとおりアグリサポートも目いっぱいやるといふかたちでありますので、それに続くような受委託組織の整備ですとか、先ほど言った独立就農型だけではなくて、仕事として農業をしたいという方の取り込みですとかそういうものも考えていながら耕作放棄地等を出さないようなかたちの対策をしていきたいというふうに思っておりますし、そういう話し合いが行われてこういうことをやっていきたいという話が出た際には、議会のほうにも報告しながら意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長

中川議員。

4 番

そういう話であればよろしくお願ひいたします。これからは、町や農協、そし

中川議員 　　て農家のそれぞれの人たちがどのような方向性で農業を支えていくのか考えていく時期に来ていると思います。今はブランド力のあるトマト、和牛を主に考え、新規就農者事業と第三者継承者の事業から平取町に合った農業のやり方で考えていかなければならないと思います。これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 　　　　中川議員の質問を終了いたします。続きまして9番松澤議員を指名します。松澤議員。

9番
松澤議員 　　9番松澤です。先に通告しております特定不妊治療費助成制度についてと、公益通報制度ほかと、人材育成基本方針の策定についてと、3点について伺います。まずは特定不妊治療費助成制度について伺います。日本では不妊治療に取り組む方をサポートするため、平成16年から特定不妊治療支援事業として特定不妊治療費助成制度がスタートしました。今年4月1日より対象範囲、助成回数が変更となり、対象年齢が限度なしが43歳以下となり、年間助成回数が2回から制限なし、通算助成期間は5年から限度なしとなります。通算助成回数は40歳未満が6回、43歳未満3回となりました。これらの変更の根拠は、年齢別の妊娠出産に伴うさまざまなリスク等について、分析、評価を行った結果に基づいてのことですが、すべての人にあてはまるものではなく、制限をつけてはどうかと思っております。国の基準を埋めるべく、各市町村では独自の政策を行っており平取町でも2012年から不妊治療支援事業が実施されております。日高管内ではいち早く取り組んでおりました。これはとても評価すべきことだと思っております。しかし、現在は平取より後から取り組んだ他町に比べると、金額、内容ともにも低くなっております。このことはデリケートな問題なので、まわりにも言わず内緒で通院している人もおり、補助金制度の認知度も低いと思われれます。不妊治療の費用は約130万円以上で治療期間は2年から5年が多く、治療段階によっても費用は異なります。しかし、これだけの費用がかかっても、確実に妊娠、出産できる保証はなく、治療をあきらめる夫婦も少なくないようです。町政執行方針の子育て支援の中に、不妊治療に係る助成なども実施し、子育て家庭と赤ちゃん誕生を望む世帯に対する支援を支えていくとあり、平取町が不妊治療に取り組んでいく姿勢がうかがえます。該当者の方には町も応援してくれているという気持ちになれていると思います。少子化対策の観点からも、人工授精よりも確率の高い特定不妊治療も対象治療になっているようですが、金額が非常に高いことから、助成内容の充実を図るべきと考えますが、伺います。

議長 　　　　保健福祉課長。

保健福祉 　　質問にお答えいたします。近年、10人に1人が不妊症に悩んでいるという状

課長

況でございます。平取町においては平成24年の4月から子どもを産み育てたいと切望する不妊に悩む夫婦に対して、不妊治療に要する費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図り、不妊治療を受けやすい環境づくりを考えて事業を実施してきたところでございます。この4年間で、12組の夫婦が制度を利用しているという状況であります。その中で9組が授かっているような状況であります。制度を利用するにあたっては、法律上の婚姻をしており、平取町に一年以上在住している方、医療保険に加入しているなどのさまざまな条件がございます。1組の夫婦に対して、10万円を限度として助成しております。助成を受ける回数は1組の夫婦に対して、1回ということとなっております。不妊治療には段階がございます。最初、不妊検査。これはホルモン検査また超音波など、約3万程度、高くても3万程度がかかります。また次の段階では一般不妊治療ということで、タイミングなど人工授精ということで2万から5万程度かかるというような状況になってます。さらに特定不妊治療となります、高度な生殖補助医療ということで、これは体外受精とか顕微授精がありますが、20万から70万程度の額の費用がかかるということになります。本町においては最初の不妊検査からの対象ということになります。北海道は先ほど議員がおっしゃいました特定不妊治療の生殖補助医療の対象から、初回に限り30万、以降1回の治療につき15万、通算5年間で10回まで受けられるというような状況にあります。あとその他所得制限がございまして、前年度の730万未満という、年齢も43歳までということになっております。質問にございました他町に比べると助成金が低いとのご指摘でございますが、他町の制度ですが、不妊治療の多くは途中からの一般不妊治療、これ人工授精になります。また、特に特定不妊治療からの助成が多いというような状況になっております。助成においても町村により5万から15万円、回数は10回程度、もしくは100万円を限度ということで、助成をしているような状況であります。先ほど不妊治療の段階の説明をいたしました、本町におきましては、不妊治療の最初の不妊検査の段階から助成しているということもあります。他町よりも、不妊治療を受けやすい環境ということにはなっているかなと思います。しかしながら、不妊治療も必ず最初から授かるものでもございませぬ。治療期間が1年間長くなるごとに高額な医療費がかかってまいります。北海道も今年1月から助成額を増額しているというような状況であります。本町も少子化の観点から、子育て家庭と赤ちゃん誕生を望む世帯に対する支援は重要な施策と考えております。内容含め助成額についても十分検討しておりますのでどうぞよろしくお願いたします。

議長

松澤議員。

9番
松澤議員

受けやすいという利点はあると申しますけども、そういうもので最初から受けやすく補助していただいても、すぐに限度額になってしまうという状況な

ので、ぜひ声をあげにくい声も耳を傾けていただきたいと思います。次に、公益通報制度等について伺います。平取町の自治基本条例の23条に公益通報とあります。その解説に公益通報とは事業者について法令違反が生じ、またはまさに生じようとしていることを、そこで働く人が、不正の目的でなく事業者内部、行政機関などに要件を満たして通報することです。平成18年4月1日より公益通報者保護法が施行され、公益のために通報を行ったことを理由に労働者が解雇等の不当な取り扱いを受けないよう、制度的なルールとして明確化されました。これを町の職員に適用できるように、通報処理の仕組みを条例で定めることを規定しています、とあります。その3条には、公益通報に関して必要な事項は、別の条例で定めるとあります。27年の2月の総務文教常任委員会への提出資料で、平成27年度中に制定に向けて検討するとなっておりますが、検討すらされていないと思います。必要と思われる事項なので、23条に掲げていると私は思っておりますので、いつまでに定めるのか、そのスケジュールについても回答をお願いいたします。

議長

総務課長。

総務課長

松澤議員のご質問にお答えをさせていただきます。議員ご指摘のとおり、公益通報は、公益通報者保護法に規定されておまして、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産に係る法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする法律で、公務員を含む労働者が不正目的でなく職場等で通報対象事実、これは刑法や個人情報保護法などに規定する国民の生命、身体、財産、その他の利益の保護に反する事実、こういう事実を職場の内部または、監督官庁に通報することで、それにより、公益通報した人が解雇されたり、不利益な処分を受けることがないように、法律で保護されているものであります。公益通報はいわば職場の中で上司などが法令違反をしている事実を部下などが認知した場合に職場の幹部や監督官庁にその内容を通報する行為によって、国民、町民の利益にかなうものであるという観点から、当該通報者はその通報行為によって職場内において不利益処分を受けないとするものであります。これに関する条例等につきましては、現在において制定をいたしておりません。日高管内各町では法律で規定をしているため、条例などであえて規定をしていないというのが現状であります。平取町におきましては、自治基本条例第23条においてこれを条例などで定めますとしており、これに従い平成28年度前半までには条例または規則で、これを制定できるよう作業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をくださるようお願いを申し上げます。以上です。

議長

松澤議員。

9 番
松澤議員

ありがとうございます。それでは、近年、公益通報者保護法の施行を契機に、それに伴いまして内部通報制度を導入する企業が急増したそうです。それは通報できる内容を法令違反等に限定しないで、広く定めることにより、いろんな情報が入ってくる。要するに相談窓口的なものも必要だと二本立てで考えるからだと思います。平取町にも、そういうものが、相談窓口的なものがないのかと調べましたら、職員からの苦情相談に関する規則なるものがありました。しかしながらこの規則は広く職員に浸透されていなく、あることさえも知らない状況です。しかも、職員は公平委員会に対し文書または口頭により苦情相談を行うことができるようになっており、守秘義務があるとは思いますが、なかなか相談しづらいような規則ではないかと思われまます。最近いろんな職場内において、さまざまな人間関係が絡む問題が発生しているようですが、個人の力では解決できない問題を相談できる場所があると、安心して仕事ができるのではと考えます。どこの職場でもパソコン中心に仕事が行われています。顔を見て話をする業務も減りつつあります。そういうことすべて、コミュニケーション不足も原因と私は考えられると思っておりますので、メンタル不調者、パワハラ・セクハラ等の職場内の問題を解決できるため、現在の実情に合った平取町の中身に合った職場内の相談窓口の設置を、それと内外から判断できる対応方針をできるだけ早い段階で策定すべきと考えていますが、伺います。もしそのことを考えられているのであれば、具体的なスケジュールもあわせて伺います。

議長

総務課長。

総務課長

お答えを申し上げます。内部通報窓口、職場相談窓口についてであります。職員からの苦情に関する規則、議員ご指摘のとおり、これは平成17年3月に定められた規則で、勤務条件、その他の人事管理に関する苦情及び相談に関しては、公平委員会を窓口にするという趣旨の規則であります。従いまして、これに該当することに関しましては、この規則の周知及び活用を図るという一方で、議員ご指摘のとおり、パワハラ、パワーハラスメント、職場での地位などを利用して、本来の業務の範疇を超えて、継続的に職員の人格と尊厳を侵害する行為であります。これやセクハラ、セクシャルハラスメント、職場において職員の意に反する性的な言動が行われることによって職場の環境が不快であると感ずること、いわゆる性的嫌がらせであります。これについては、個人個人によって受けとり方が異なる微妙な問題ではありますが、ハラスメント、嫌がらせを受ける人にとって、嫌悪感や不快感を伴うことは職場環境の悪化を招き、公務能率の低下につながることから、メンタル不調者を含めまして、これらの解決や防止のために今後、対応方針並びに相談窓口を設け、平成28年度の早い時期に、対応を始められるよう、作業を進めてまいりたいと考えております。以上です。

議長

松澤議員。

9 番
松澤議員

はい、ぜひよろしく願いいたします。皆さん、楽しく円滑にお仕事できるような環境を整えていただきたいと思います。次に、人材育成基本方針の策定について伺います。平成9年11月に総務省より地方自治新時代における人材育成基本方針策定指針が出されました。その内容としては、地方分権の推進が実行の段階に至り、地方公共団体の果たすべき役割が今後ますます重要になることが見込まれ、住民に身近な行政サービスの担い手としての心構えや効率的な行政運営を行うための経営感覚を身につけることが一層求められており、そのため、各地方公共団体においては時代の変化に対応する人材の育成を積極的に推進していくとことが、ますます重要になってきていることから、地方自治新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針において、職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針を各地方公共団体が策定することとされているようです。現在平取町には、この人材育成基本方針は策定されていないようですが、人材育成の目的、方策等を明確にし、それに基づいて進めることが必要と考えます。その中の策定にあたっての個別の留意、検討事項の中に人材育成の目的の明確化という事項があります。そこでさまざまな能力の一層の向上を図ることはもとより、地方公務員としての基本的な心構えや公務員倫理についても人材育成の中であわせて検討することと明記されております。あと職員研修の充実、多様化という事項の中には首長も参加する発表の場を設け、職員の自己啓発の意欲を高める、その成果を広く庁内に普及させるともあります。このように、地方公共団体が地方自治新時代に的確に対応していくために、社会情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう、体質を強化することが重要であり、そのためには職員の資質のより一層の向上を図ることが必要とされています。そのため、人材育成基本方針を策定し、職員研修等を充実させるなど、人材育成に努めるべきと思いますが伺います。

議長

総務課長。

総務課長

松澤議員のご質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、職員研修は、町民生活の向上を責務とする町職員の資質向上のために必要なことであると考えております。現在、町は、札幌にある北海道市町村職員研修センターにおける研修、及び日高町村会が胆振町村会と共同または単独で日胆管内に会場を設けて実施する、初任者職員対象の基礎研修、2年目の職員対象の初級研修などの基礎的職員研修に職員を派遣して研修を受けさせるとともに、一方で、講師を町に呼んで、より多くの職員が、同時に町で受けることができる研修も実施をいたしております。北海道市町村職員研修センターは、北海道市長会、平取町も加盟している北海道町村会などが、道庁別館9階に会場を設けまして、通年

にわたって一般研修、政策研修、専門実務研修、能力開発研修などを行う組織で、道内の市町村職員の資質向上と能力開発のための事業を実施いたしております。平取町は主に北海道市町村職員研修センターが作成する市町村職員研修計画というのがありますが、このもとに研修を行っておりますが、先ほど申し上げました日高町村会などが主催する職員の基礎的研修や講師を町に呼んで実施する研修などを含めた、町の人材育成基本方針については、日高管内各町とも整備している町はなく、平取町におきましても、現状では作成をいたしておりませんが、議員ご指摘のように、人材の育成は重要でありますので、基本方針の作成につきまして、前向きに検討してまいりたいと考えております。

議長

松澤議員。

9 番
松澤議員

ありがとうございます。基本的な基礎的な講習と研修行ってるのもわかっておりますし、町のほうで講師を呼んでの研修などを行っていることも、努力、工夫がみられていることは私も認識しております。それで以前私は、職員研修のあり方ということで、そういう内容で一般質問させていただいたことがありました。ニセコ町を例にあげまして、研修所派遣研修、自主研修あわせて延べ人数あわせて51名のうち、職員がですね、51名のうち20名の方が本州での研修で、それも年度はじめに予定を立てて職場内で研修に参加する体制を整えているということをお話しをさせていただきました。その後町のほうでも先ほど課長がおっしゃっていただいたように、講師を呼んでの研修、そうですね皆さんが行くよりも来ていただいたほうが皆が受けやすいというそういう工夫をされているのもわかっております。それで、研修の必要性のことは考えていらっしゃるというのは私は思っております。町長も人づくりが大事だということよくおっしゃっております。研修に行くのは、本人のみならず、ほかの職員にも良い影響を及ぼすものとするべきで、それは計画的に進めなければなかなか実現しないものと思われま。現在、基本方針的なものがあるのであれば、その内容と思いましたが、その基本方針とまでいかなくても、それに見合ったようなものがあれば、聞かせていただきたいものと、それとそれに見合った予算の措置がされているのかちょっと伺いたいと思います。それと、基本方針がなければ、方針立てをすべきで、研修後の報告発表などの機会を設けるべきと思いますが伺います。

議長

総務課長。

総務課長

松澤議員のご質問にお答えをいたします。研修の予算についてであります。職員研修、例年140万円から150万円程度、平成28年度で144万7千円の予算計上をいたしております。厳しい財政状況のなかにあつては、計上経費である職員研修経費、その中心となるのは職員の出張旅費や講師に対する講

演委託料などでありますため、福祉や介護、医療、教育などといった、他の町民生活に密着した事業に比べれば、予算の増額の優先順位は必ずしも高くないという事情があるのも事実でありますことから、初任者対象職員数に応じた予算の計上にならざるを得ないといったのが現状であります。ただし、冒頭で申し上げましたように、議員ご指摘のとおり、職員の資質向上につきましては、町民にとっても、必要な事項でありますので、本日町議会の本会議において、一般質問をいただいたということを契機に、今後これを充実させる努力を行い、職員の人材育成に努めようと考えております。なお、議員ご質問の基本方針に見合ったものというのは北海道市町村職員研修センターにおける、職員研修計画でありまして、それに見合った予算、先ほど申し上げました予算の中に計上をいたしております。できるだけ、今後とも、研修については、先ほど申し上げました事情もありますが、努力をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

議長

町長。

町長

それでは私のほうからもお答えを申し上げたいと思います。本当にご指摘のとおり、まちづくりは人づくりという認識のもとに、今後そういった、強化をしていきたいと思いますが、社会経済情勢の変化に伴いまして、行政課題も高度化、多様化、複雑化しているなかで、これまで以上に、町民の信頼と期待に応えられる職員になるためには職員一人一人が資質向上のための自己研鑽に励むとともに、町民から求められる人材育成は大変重要でございますので、前段ご指摘いただきました人材育成方針につきましては、前向きに検討してまいりたいと思いますので、私からも答弁といたします。

議長

松澤議員の質問は終了いたします。続きまして8番四戸議員を指名します。四戸議員。

8番
四戸議員

8番四戸です。先日の議会において、この4月1日から観光商工課が設置することが決まりました。今日の質問につきましては、この商工観光課も含まれるのかなと思うんですが、これから先の商工業の振興についてでございますが、伺いたいと思います。私たちの町も、人口減少が毎年続きまして、商店におきましては買い物客も年々減少してるのが現状でございます。商店を本当に取り巻く状況は、大変厳しいものがございます。町長は、町政執行方針の中で商工業の後継者の育成確保について、店舗改装等の設備投資の支援や経営の研修の実施などを商工会と協力しながら支援してまいりますと話されております。話されている中の店舗の改装や、設備投資の支援、経営研修の実施、この点につきましては、町としても、今後も支援していけるとは思いますが、私が今までもそうなんですが、一番心配していることは、後継者の育成や確保についてでご

ざいます。このことにつきましては、商店だけではなく、先ほど来質問もございましたが、農業においても同じことだと思っております。商店の方も高齢化が進み、商店によっては私の時代で終わりですという、商店が数々出てきているのが現状でございます。まず、そのような現状のなかで、町の話されている後継者育成確保についてでございますが、私はそう簡単な話ではないと思いますが、この点について町はどのような考え方のもとで進めていくのか、具体的な、説明、答弁をお願いいたします。

議長

産業課長。

産業課長

それでは質問のほうにお答えしたいと思います。議員おっしゃるとおり、町政執行方針の中で具体的な施策等ものせておりますし、第6次の総合計画の中にものせてきているところでございますけれども、ご質問でございますので、お答えしたいと思います。商工業の安定及び活性化につきまして、具体的な施策としましては、地場産業振興融資事業ですとか、試験研究費補助事業、中小企業振興対策事業として、特別融資、経営改善資金融資事業、店舗改装補助事業、空き店舗活用事業、これについては平成29年度からの予定でございます。また起業家支援対策事業、商工業振興対策事業として、活性化対策、販売促進対策、商店街美化事業、企業立地促進対策事業として、用地取得奨励ですとか、雇用促進、創業支援助成、勤労者生活安定融資資金貸付金事業、子育て支援とタイアップしました金券発行事業、また町商工会への補助、商工会館改修等の補助事業だとか補正予算によります昨年度までも実施してございましたけれども、地域振興券の発行事業等を実行していくというようなかたちでございます。後継者の育成や確保につきましては商工会とも協議はしていただいております。個人的な事情、後継者が来て経営が成り立つか等、なかなかプライベートの部分もあってですね、経営の関係だとか、そういうこともありまして、なかなか踏み込んでいくことができないという商工会の話も聞いており、非常に難しい問題と理解しております。また、この問題等で、後継者の関係ですと、個別相談等を商工会のほうにはありますかという話も聞いておりますけれども、具体的には特になかなか個人的な部分もあるんで商工会にも相談は来てないという話でございました。また行政のほうにも、そのような相談はなかなか来ないというような状況でございます。行政としては今説明したような事業などで側面的に支援を行っていきたくと思っております。行政がどこの商店にこの後継者を入れてくださいというようなかたちの具体的なことはなかなか難しい部分でございますので、町としてはそれを助けるような側面的な支援を行っていくことが現状としてできることと認識しているところでございます。これは商業ばかりでなく、工業においても大きな問題であるということが第6次の総合計画の部会の中でも商工会長から話がありました。そういうこともあって、町としても理解はしておりますけれども、今述べたような理由により、踏み込んだこと

がなかなか今までは難しいというようなことでもございました。ただ、今述べた事業を事務的に行っていくだけでは解決になっていかないということもありますので、執行方針や総合計画で示したとおりの商工会との連携を密にとりながら、協議し、実効性のある対策を今後も検討して、有効な事業が発案された場合については、総合計画のローリング等に組み入れていきたいというふうに考えているところでございます。今回、観光商工課を新たに立ち上げて商工業務や観光業務を経験してる職員を採用しながら、これらの問題に対応していくということで町も力を入れていくようなかたちで考えておりますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

議長

四戸議員。

8 番
四戸議員

答弁としては、今課長が言うような答弁は返ってくるなというふうには想定はしておりました。一番先ほども言いましたが、やはりこの担い手なんですよ。この担い手がなければやっぱり商店、商店街もどんどんどんんやはり寂れていくだろうし、この辺について、執行方針の中でもうたっておりましたから、何か具体的な案でもあるのかなということで伺ったんですが、もう一度ですね、今、商工会と協議しながらということですが、何かもっとそういう育成についての具体策っていうか、そういうもの課長ないんでしょうか。

議長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。なかなか先ほど言ったとおり具体的な事例ですとかそういう部分が出てこないと行政としてもなかなか対応できないという部分がございます。また商工会等に確認したとおり、その問題については非常に難しい、デリケートな問題で商工会としても、今、現段階ではなかなか相談もないし、商工会のほうから積極的に話し合うような状況にないというような話でもございました。ですから町としては側面的な支援として、いろんな事業を組み入れながら町の商工業、なんとか頑張れるようなかたちの応援をしていきたいというふうに考えてるところでございます。先ほどの農業の関係でもおっしゃってございましたけれども、農業関係についてはJAですとか関係機関を通して、担い手後継者の対策について具体的にこういうような事業はどうだですとか、このようなかたちで考えられないかっていうことがかなり以前から町のほうにも相談があって、それを議会等とも話しながら、対応策、策を協議しながら現在のかたちになってるということでございますので、商工業関係についても、商工会が中心となりながら、行政と連携しながら、そういう対応をしていきたいというふうに考えております。話をしたりしまして、商工業者は、奥ゆかしくてそういうことは町にお願ひしないんだというようなことも聞いたことがございますけれども、このようなかたちで商工業がなければですね、町がなくなるとい

うことも想定されますし、農業が何ぼ頑張っても商工業が元気でないと町の活気というのではないものと思っておりますし、そのようなかたちじゃなくて、どんどん行政のほうにも、こういうようなことはどうだろうかというような相談をしていただければ町のほうも、行政のほうも積極的にかかわっていきたいと思いますし、こちらのほうからも、積極的に今後働きかけるということで、観光商工課を立ち上げる、実務を担当していた職員を入れて対応していきたいということでもありますので、その点ご理解いただければと思います。

議長

四戸議員。

8番
四戸議員

この時点では理解せざるを得ないなっていうふうには考えておりますけども、もう1点なんですけど今はお店屋さんのことちょっと話したんですけども、言われた方はもう亡くなっていなくなりましたけども、要するに、飲食店、食堂関係や飲み屋さん関係の商売してる方なんですけども、皆さんもご存じのとおり、今の現状では富川方面やむかわ方面からバスで送り迎えして、結構平取からお客さんが行ってるようにお聞きしております。そういうなかで、私たちの町も当然人は減ってきているんですけども、そういう飲食店業の人たちにもお店屋さんにも人が来れるようになにかその、ボンゴ車のバス、9人乗りでもいいんですが、そういうものを支援して送り迎えするような、そういうような考え方っていうのは、町としては、もし、商工会のほうから希望がありましたら、支援していくような考え方ございますか。

議長

副町長。

副町長

それではお答えをしたいと思います。ただいま、四戸議員のご質問、料飲店関係ということでございます。料飲店関係の後継者については、思ったより流出がなく何軒かの商店については後継者が戻ってきてお店を継いでるという店舗もございます。また一昨年のおびらとり温泉の新しいオープンに関連して、若干ですけども、町外からの利用者も増えてきているというような状況にもなってますし、また町は鶴川・沙流川WAKUWAKU協議会、あるいは重要文化的景観のツアー等を組み入れて、年間40回以上のツアーを組み入れて地域の中で料飲店を使うよう、そういう努力もしております。そういう努力のせいもあり若干、先ほども言ったとおり、お客さんが増えてきているところもあるというようなことでお聞きをしております。ただいまご質問にありましたいわゆる客送迎用のバスの購入に対する支援ということでございますけども、そういうシステムを商工会あるいはその料飲店組合の中できっちり考えていただいて、それらが本当にそのシステムの内容が、町が助成するに値するものということであれば、先ほど来、担当課長が説明しているとおり、商工会と十分協議をして、必要な事務については進めるということでございますので、そういう要望、

商工会通じて出てくればその中で十分協議させていただきたいというふうに思っておりますのでひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

四戸議員。

8番
四戸議員

その点につきましてはよくわかりました。もう1点ですがこの点につきましては以前にも課長に答弁いただきましたが、今現在の商店街の形態でございますが、当然もうそういうかたちのなかで空き地もでてきており、またこれから空き店舗も出てくるような状況だと思います。町の形態もずいぶんと寂しくなってきました。この点についてもですね、商工会側とこれから先の商店街の運営や商店のまちづくりについて、協議していただけると思っておりますが、町は今私が話したようなことをどのような考えを持っているのか伺いたいと思ひます

議長

町長。

町長

それでは私のほうから答弁をさせていただきたいと思ひますが、本町市街地の空き店舗等々の空洞化対策については、やはりこれから20年先、あるいは50年先を見据えながら、市街地が拡散しないように、地域の協力を得ながら、できるだけ町民の皆さんが不便が生じないように、今コンパクトなまちづくりをしていくことが必要というふうに考えております。また後継者対策については本町市街地に限らず、商店については高齢化が進んでおまして、後継者のいない状況でございます。そういったことから、将来を見据えながら、地権者あるいは商業者、民間企業など、多くの関係者が関与しておりますので、地域の協力が大変重要かなというふうに思っております。今後とも、平取商工会もこの現状に危機感をもってございまして、対応策について、協議をしていきたいと思ひます。町としても、商工会とさらに連携を密にしながら、官民あげて将来のあるべき姿について、情報共有、共通認識を持って町ができることについては、側面から支援をしてまいりたいというふうに考えているところでございまして。

議長

四戸議員の質問は終了いたします。休憩します。再開は10時55分といたします。

(休憩 午前10時36分)

(再開 午前10時55分)

議長

再開します。1番松原議員を指名します。松原議員。

1 番 松原議員	1 番松原です。先に通告しました、国保改築に伴い、今後の国保病院経営方針について3点をお伺いいたします。病院の改築事業が基本設計から、今年度実施設計にうつり、町民は期待の声と運営の不安の声もありますが、新しい病院には、多くの町民が期待しているのではないかと考えております。1点目ではありますが、これからは、後期高齢者の人口増加、団塊の世代に向けた地域医療対策についても、国は、医療の改革を進めてきております。これからは、平取町の地域に適した特色のある医療、診療が求められることから、平取地域包括センターと国保病院との医療の連携が重要であります。また、地域からも連携をすべきという指摘があります。町長の町執行方針の中で、新公立病院の改革プランの策定とありますが、具体的な策定状況はどのようなのか、お伺いいたします。
議長	病院事務長。
病院事務 長	新公立病院改革プランの策定は、平成28年度中に策定を予定しています。この改革プランは北海道が策定する地域医療構想との整合性が求められていますので、地域医療構想が公表されてから策定することになると考えています。改革プランは計画年から平成32年度までの期間が対象となりまして、地域医療構想を踏まえた平取国保病院として果たす役割や経営の効率化、再編ネットワーク化などに関して、計画を策定することになると考えています。
議長	1 番松原議員。
1 番 松原議員	松原です。これから新しく、病院の新改革プランということで、策定になると。これはやっぱりこれからの高齢者に対してのあれだとか、医療に対していろいろ、そういうことを詳しく地域の連携ということになりますけども、まず今の医療のあり方について、国保病院は、平取町にあります包括センターとの連携というのはどんなふうに考えているのか、また地域では、平取町地域包括センターはまた病院に対してどのような連携の体制を考えているのかお伺いいたします。
議長	病院事務長。
病院事務 長	地域包括センターとの連携ということなんですけども、27年度から病院の中にも、医療相談地域連携担当という担当を新たに設けまして、包括センターとは以前より密に連携がなっているかというふうに考えています。今後、さらに高齢者の方が増えてそういう要望っていいですか要求が増えてくると思いますけれども、その辺についても保健福祉課と協議しながら、今後どういったかたちがいいのかを考えていかなければならないというふうに思っております。

議長

松原議員。

1 番
松原議員

一応病院ではそういう連携となつてはじめてでないかと思うんですけども、包括センターのほうではどんな考えで病院とのかかわりを持っているのかお伺いします。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

質問にお答えいたします。地域包括センターの役割ということになってきますが、住み慣れた地域での生活を支えるために、医療のみならず、買い物、見守り、配食支援、また移動支援などの生活基盤にある住まいの確保などいわゆる重要な包括ケアシステムを構築しなければならないということになっております。まずその地域医療構想の策定を通じてバランスのとれた医療体制の構築を進めるとともに包括ケアシステムの構築と並行して患者の状態にあった医療また介護サービスの提供をできるような体制を今、協議している最中でございます。

議長

松原議員。

1 番
松原議員

はい、ぜひですね、地域縦割りでなく連携を取りながら我々これからの後期高齢にむけてでもね、町民の・・・ていただきたい。そのなかで、今の地域医療に対してですけども、国保病院の地域医療として、振内診療所のような訪問診療が平取本町の国保病院は考えているのか、実施しているのか、お伺いします。

議長

病院事務長。

病院事務
長

訪問診療につきましては国保病院としては現在行っておりません。医師体制もありまして、なかなか訪問する時間がないというのが現状かと考えております。振内診療所の医師につきましては現在、火曜日、木曜日と訪問診療を行っております。そのなかで、本町地区の患者さんも数名訪問していただいているというような状況になっております。

議長

松原議員。

1 番
松原議員

そしたら今の本町の国保病院では医療、先生が時間的にないとか、そういうことで訪問は考えられないってということなんですけども、できるだけ、やっぱり地域に先生方が入り込んでですね、いろんな対策がとれるんじゃないかなってというような気がします。これは先生の意識の問題でしょうけども、そういうこ

とで、やっぱり、病院側としても、そういう声があるということで、対策ということはないんですけども、将来的にはやっぱり出向いて診療をできるようなかたちを取っていただければなと思っております。次、2点目の質問に入らせていただきます。今、病院の改築における、各種医療設計配置についてですが、診療室や病室、日常使用している設置場所を、医者や看護師さんが日常使いやすい配置の意見や考え方を取り入れたのか、また住民説明ではどのような意見があったのか、それをまず設計に反映することができたのか、お伺いいたします。

議長

病院事務長。

病院事務
長

設計案につきましては、医師には説明し了解を得ています。職員に対しては全体、部署別を含めて10回ほど、説明ヒヤリングを行っております。設計につきましては木造を取り入れることで、建築基準法などによるさまざまな制約がありまして鉄筋コンクリート造と比べると構造的な制約がかなりあるものと思っています。また事業費ですとか、面積にも制約がありまして100%要望が反映できることにはならないと考えます。職員の意見につきましては基本設計が期間が短いなかで協力をしていただいておりますが、そのなかでも、取り入れられるものは取り入れていると考えますが、職員の中でも意見がさまざまあり、そのような場合には総合的に判断して、医師との協議、了解のもと決定しています。それと住民説明会ですけれども設計に対する具体的なものについての意見はありませんでしたけれども、質問の内容としては、療養病床はどのようになるのか、眼科の診療は、人工透析については、小児科、産婦人科の要望について、事業費について、ですとか、木材の調達は町内からになるのかなどの質問があり、それに対して、お答えをしております。その中で、設計に対して反映しなければならない意見というのは出てないということで認識しております。

議長

松原議員。

1 番
松原議員

はい、ある程度の期間が少ないということで、ある程度看護師さんといろいろ説明して、10回程度やったということなんでしょうけども、それぞれ個人的な意見がありますから、なかなか難しいとは思いますが、我々は使うほうではありませんのでやっぱり使うほうがやっぱり使いやすいというような設計の仕方も考えていただければなと思っております。またですけど、医療設置等ですけども、今、我々日高管内の町議会議員がですね、日高地区情報ネット推進議員ネットワークということで設立しまして、過疎地域においても、今後の情報化時代に対応する光回線導入を全地域にと運動しております。そこで、ICTセミナーとして医療と教育の情報化ということで講演がございました。

平取町と浦河町はすでに光回線の導入が終わっております。導入されていない地域からは平取町のICT情報化の活用に注目をしているところがございます。私は16年の3月に議会で、国保病院の地域医療ネットワークの推進状況について、質問しております。そのときは日高管内静内町立病院が中心となり、ICT情報通信技術を活用した医療の遠隔の診療を実証実験のスタートをするという報道がありました。平取町が国保病院改築に伴い、国保病院のICT情報技術を利用できる設備がされると緊急第二次医療機関が札幌や苫小牧、札幌等に集中していることから、住民が安心して、国保病院を利用するためには一次医療を提供している平取国保病院がICT情報通信化を進めることで、連携医療機関との緊急輸送や患者の受け入れを前もって患者の情報を提供できることを電子カルテというそうです。この情報を提供することにより、各関係機関は早い医療、処置ができるということですが、情報を提供できる機能が進められているのか、お伺いいたします。

議長 病院事務長。

病院事務長 電子カルテ化がどうなのかということと理解しますけれども、新しい病院になりまして、すぐ電子カルテ化ということは今の段階では考えておりません。それについては新しい病院に移ることによって診療体制、診療の看護師さんのごきですとかそういうものがありますので、すぐに同時にということにはなかなか看護師さんの対応も難しいのかなというふうに考えてます。それで、電子カルテ化につきましては、新しい病院になりまして数年のうちに、何とか導入をやりたいということでは考えております。これについても医師との協議がありますので、その辺についても、今後検討課題というふうに捉えております。

議長 松原議員。

1番 松原議員 確かにいますぐやれっていう、しかしながらですね、この今のこういう医療、ICTを利用した医療だとか教育だとかっていうことは、これはもう前提で考えなければならないと思う。これを数年かけてということをやるということは、まだやらないということをや、でないかなという理解もできるんですけども、やっぱりその、それに向かってそういうことをお医者さんといろんなかたちで勉強会をしたり、そういうことが、看護師さんもそうだろうし、今、教育やなんかでもタブレットという、一般的にも普及しております。そういうことが、なかにも入ってくる時代なんですよ。ぼくもいろんなことで議員の研修の中でそういう講演を受けたり、で、やっぱり都会はもうそういうこと、技術を先に先にいってるんです。だから、こういう田舎やなんかはそれに遅れないように、できるだけこの情報のネットを、電子化、要するに光回線だとかいろんなことをしながら要するに年寄りの方、そういう方にも、すぐわかるような感

じで、これから、我々も指導していったり、いろんなかたちで使って、やっぱり実践していかなければならないと思うんですね。それで数年後というじゃなくやっぱりそれをできるだけ取り入れたいという、前向きに考えていただければと思っております。また、やっぱりまわりでは新しく改築しますので、そういうことで、やっぱり注目され、いろんなところから、恐らく見に来たり、訪問して見に来ると思っておりますので、そのときにもうこういうふうになってますよっていうかたちであれば、大変平取町は進んでるなどと言われるような気がいたします。できるだけ、前向きに数年後と言わないで、前向きに検討しながら、やっぱりその医療関係の情報化にむけて進んでいただければなと思っております。次に最後に質問になりますが、今後の医療収益の見込みについて、お伺いいたしたいと思っております。

議長 松原議員。今のね、電子カルテの関係についてのことに今質問された、話をされたんですけど、その答えはまず一度いただいたほうがよろしいんでないですか。

1 番
松原議員 お願いします。

議長 病院事務長。

病院事務
長 電子カルテ化については、進めなければならないというふうに考えてます。これから今現在のお医者さんは紙のカルテでしてるんですけども、今後若いお医者さんが来るとなると、当然、電子カルテのほうが主流となってきますので、そういう面からも、電子カルテ化は必要というふうには考えております。それで、導入の時期がなるべく早くというふうなことですけれども、今回改築もありますので、今の病院で整備してもまた新しくなったときに、また設備をある程度移設なり何なりして変えていかないとということをもありますので、時期については、新病院になって体制がある程度落ち着いてからというふうに考えてます。それに対してですね、これから少しずつ、職員の中で勉強して、どういものが平取にあってるのか、それも含めて協議しながら、電子カルテ化に向けて進んでいきたいというふうに考えています。

議長 松原議員。

1 番
松原議員 すいません。そういうことであれなんですけど、今話聞いたら新規に新しくなってからまたそういう整備設備をしないきゃならないということで、今、お話ありましたけども、これ今の段階ではそういう設備やなんかってというのはしておかなかつたら将来的にまた二重にお金がかかるということになると思うんで

すけども、そこら辺をもう一度お願いします。

議長

病院事務長。

病院事務
長

新病院については、電子化、電子カルテ化も含めたそういう、例えば設備、配線ですとかそういうのは事前に工事の中でやるような考えを持っています。それで今回、今言ったのは、今古い病院で機械を導入してしまっていて、いろいろこうやるとまた新しい病院でもまた設置っていうのがありますので、新しい病院になってから、そういう設備を整えておいたなかで、今後協議してどういうものがうちの病院にあってるのかを含めて協議しながら、新しい病院になってから、数年後には導入したいということでは考えておりますので、その辺で、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

議長

松原議員。

1 番
松原議員

ちょっと理解っていうか、せっかく新しくなるからある程度の設備はできてるもんだという解釈でちょっと質問させていただいたんですけども、そうすると、今のまた検討しながら新しい病院になっても、そういうものをしないきゃならないですっていうことで了解理解していいですか。

議長

松原議員、今の答弁につきましては、今の新しい病院については施設の配置のなかではつくっておくという答弁だというふうに私は聞いたんですけど。

1 番
松原議員

そういうことで、お願いします。次にですね、最後の質問に入らせていただきます。今後の医療収益の見込みについてお伺いいたします。28年度の国保病院会計予算を説明された中で、毎年資本的収入が資本的支出に対して不足するというので、補てんをしております。地域の医療の難しいところで理解はしておりますけども、多額な金額が税金により投入されております。新しく病院が建設されますが、そこですね、眼科を開設されると言ってるが、事業が収益をどのようにまた見込んでいるのか、眼科の患者数をどういうふうに見ているのか、その収益としてどのような計算で事業収入をみているのかお伺いいたします。

議長

病院事務長。

病院事務
長

新しい病院になってからの事業収益という質問でよろしいのでしょうか。医療収益につきましては、現在のところ、現在の診療をそのまま引き継ぐということでの考えで進んでおります。その中で新しい病院で眼科医の診療、眼科の診療も考えていきたいということで、眼科医のほうと調整は進めております。医

業収益なんですけれども、医業収益につきましては人口推計から平取町の老年人口が平成32年に向かってピークとなる見込みで、それに比例して医業収益も増加するというようなことで見込んでおります。また今回4月から新しいお医者さんが来ることによりまして、内視鏡などの検査も増えるということが見込まれますけれども、さらにですね、2年ごとの診療報酬の改定にあわせてその改定時に考えられるさまざまな増収対策を講じていかなければならないというふうに考えてます。28年度に新公立病院改革プランを策定することとなっておりますので、その中でも経営の効率化に向けた対策を考えていかなければなりませんので、費用の削減も含めて経営の改善を図っていきたいというふうに考えております。それと病院の改築に関する費用につきましては一般会計からの負担が大部分ということになるかと思っておりますけれども、それについて、建設することによって、収益が悪化するということは予想はしておりません。

議長

松原議員。

1 番
松原議員

はい、努力をするということなんですけども、さっき1点目にあれした設計の要するに眼科の要するに設置をしたいということがあったんですよね。それでそれをやるという前提で設計が出てるということは、要するにどれだけの人が診療受けて、どれだけのことで収益をある程度物事というのは考えて提案していると思うんですね。だからそこら辺の事業収益は確かにわかりますけども、そうじゃなく新たにやっぱり目玉として、こういうものを新しく診療したいんだということを出していることによる、出してないんだったらあれなんですけど、出ていることに対してね、やっぱり先を読んで出してると思うんですよ。これは、これだけのね、平取町は過疎化になっていきますといっても、だんだん人口が減ってますっていてもそういう新たなものがあって、他のところからやっぱり資料受けるとか、そういうことで事業収益上がりますよということで、だいたいこれぐらいというのが普通は事業をやる上においては、積算というか、見通しを立ててプランて出すと思うんですけどそれっていかがですか。

議長

病院事務長。

病院事務
長

眼科の診療につきましては今現在、眼科医のほうとどういった診療日程、月に何回になるのかちょっとその辺についてはまだ、細かいところはまだ詰めておりません。それで、収益につきましては当然、その眼科の分だけみますと、その中で赤字になるということは考えておりません。トータル的にこれから高齢者がふえるということになりますので、苫小牧、札幌でみていただいている眼科の治療を平取でもできるということになれば、住民サービスにつながるということも考えておりますので、収益についてはまだちょっと、そこまで細かいのはやっておりませんが、赤字になるというようなことは考えておりませ

ん。

議長

松原議員。

1 番
松原議員

当然それは赤字にならないような計画でお願いしたいということで、対象の眼科を開設するということですが、やっぱり町民はですね、どれだけ来るのかなとか、それとか、間違いなく眼科、まあぼくもここにはないから苦小牧の眼科行きますけど、ずっとやっぱり行ってれば、新しくできたからってすぐそこに行くかったらなかなか難しいところもある。そしたら、そういうこともいろいろ完備しながら、やっぱりお客さんの、その患者さんの開拓をどういうふうにするのかとか、そういう細かなとこまでこうやっぱり考えて、我々に示してもらって、我々は町民にこうなってますよってという話を、要するに町民にPRできる。だけど今のこのかたちだったら、どうなるかまだ設定段階ではこうですよ、ああですよって、やっぱりきちっとした、かたちをとっていただきたい。

議長

松原議員、質問の途中ですけれども、眼科のことについてはたしかに計画の中にはありますけど、まだその収益のことも含めて、それは、まだ先のことというふうに思いますので。

1 番
松原議員

それで終わって次今入ろうと思っていたんです。そういう事業収益を上げるということは当然ね、やっぱりやらなければならない。やっぱりそういうことで平取町の国保病院をいかに利用してもらおうかというかたちをとっていただきたいということで、前回、私は平成16年の議会で透析の設備について、事務長も今話しておりましたけども、やっぱりこの透析の設備について、これは確実ないろんなかたちで、診療所があればということで聞いておまして、この透析の設備にちょっと再度ちょっとお聞きしますけども、改善に伴ってですね、やっぱり多くの患者さんは、要望しているんですよ。で、透析の患者さんからは、病院での透析を受けなければ、命の保障がないんだ、どんな遠くでも通院して治療を受けなければならないと。で、平取町には20人以上の患者さんが透析を受けていると聞いてます。で透析を受ける人の対象人数というのは確実な人数も把握できますし、事業収入の計算もできると思っております。透析を受ける患者さんは、週に3回、1回につき5時間をかけて透析を受けるそうです。神経的にも、肉体的にも、日々大変つらい思いをされ、家族の負担も大変です。一番患者さんが安心して、地元の病院で治療ができるということで、家族の負担も軽減すると思っております。ある専門家のお医者さんによりますと、事業収入は20人以上いると事業収益が上がるそうです。もう一度、ぼくら専門家でありませぬので、もう一度、そういう積算をして検討してはどうかとも考えております。で、現在子育てをしている家庭からは、小児科も設置してほしいという要望もあります。やっぱり現在、将来ともに平取町の若者を

受け入れるには安心して子育てができる環境を考える必要があると考えております。それで町長の考えをお伺いして質問を終わらせていただきます。

議長

町長。

町長

それでは私のほうからご答弁申し上げますが、基本的には、前段からお話がございますように、国保病院については独立採算のもとで健全な病院経営と、町民の医療サービスの充実を図るため、今後とも最大の努力をしてみたいというふうに考えてございます。また眼科の関係については、先ほど事務長からお話ございましたように、収支については赤字にならないように、そういうような計算のなかで、高齢化が進んでおりまして、眼科の需要も多くなってきてございますので、眼科にかかるためには都市のほうに一日がかりで行くというような町民にとっては大変でございますので、町民サービスの一環ということでこういった設置をしていきたいというふうに考えておりますし、人工透析、あるいは小児科の関係については、これは医療技術者のそういうスタッフが必要でありまして、これはなかなか、リスクも背負いますし、そういう技術者が確保できるかどうかということが最大の原因でありますし、小児科についても医師をなかなか招聘してもなかなかいないという現状にございますので、この辺については、努力をさせていただきたいというふうに思っております。また最近における人口減少に伴う患者数の減、あるいはたび重なる診療報酬の引き下げとなって病院経営については大変厳しい状況にございます。都市の基幹病院では歳出の抑制を図るために、患者の在院日数が長くなると報酬が削られるということで、早期退院が進められておりまして、やはり最後は地元の病院が、ふるさとの病院で引き受ける覚悟でございます。どうしても地元では、自宅での療養は難しい、長期入院も余儀なくされまして、診療報酬が下げられても、赤字覚悟で安心して地元で入院できる病院としての重要な役割を担っているということもご理解を願いたいというふうに思っておりますので、答弁いたします。

議長

松原議員の質問は終了いたします。続きまして、6番高山議員を指名します。高山議員。

6番
高山議員

6番高山です。私は先に通告しておりますように、水道料金と、それから、障害者差別解消法、そして、職員の倫理規程等について、質問させていただきたいと思っております。それではまず1点目の水道料金についてということで、ご質問させていただきたいと思っておりますけれども、先般の北海道新聞において、道内の水道ランキングが掲載されましたけれども、これは、市等も入っておりますので上水道も入っているのかなと思っておりますけれども、全道で7番目という高い水道料金ということで、地域の方々も改めてそういう意味では驚かれたのではな

いかなというふうに、私は思っているところでございます。また、簡易水道だけで言うと、全道においては、羅臼町が1番で、平取町は3番目のすごい高い料金ということになっているかというふうに私も理解しているところでございます。かねてから従前、学校の先生、いろいろな転勤者、単身者の方の中では平取町の水道料金が、やはり生活しづらいという評判なり、風評があることは了解しておりましたけれども、改めて、なぜ本町の水道料金が、高い要因は何かまず1点伺いたいと思います。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

それでは高山議員のご質問に答えたいと思います。平取町の水道については今、高山議員が言うとおり、平成27年の4月に北海道から公表されております道内の水道料金で公表になっている水道料金につきましては、10立方で、今高山議員が言ったように3番目の高さが高料金ということになっております。北海道新聞での分については20立方ということで、7番目ということになっております。これについては、道央圏の63市町村での順位ということで新聞記事にはなっているようであります。それと平取町の高料金の要因は何かということでございますが、平取町の水道施設につきましては老朽化が進んでおります。一部浄水場の機械設備については行ってきておりますが、近年については、漏水事故が増加いたしまして、無効水量が約49%、漏水の率と考えていただければよろしいかと思っておりますけれども、そのような状況になっております。その中で管理経費等が増加いたしているのも現状であります。それで、現在につきましては配水管の長期整備計画を策定し、水道の整備を進めているところであります。水道会計での高い要因はなにかということではありますが、今平取町での一番を占める割合については起債償還が一番大きいのは確かであります。平成5年から8年にかけて整備いたしました中部地区の振内簡易水道施設につきましては総事業費25億円を投じて実施しております。財源につきましては国庫補助10分の4をいただいて、残りについては起債対応をしておりますが、その借入金が約12億円。そして5年据え置き、25年償還ということで年額、この起債償還については7千万円の償還が水道会計に大きな負担になっているというのが、現実でございますので、ご答弁をさせていただきたいと思っております。

議長

高山議員。

6番
高山議員

ただいま担当課長の説明にもありましたように、14年のそういった意味では料金改定のときには全道一水道料金が高いということがあったかというふうに思っております。ただ、それぞれ毎年度の一般会計からの繰り出しのルールについては後ほど聞きますけれども、それぞれ元利償還が9千万円ちょっとあるということでございますけれども、これは、それぞれ過疎債なり、簡水債とい

うことで、それぞれ使っておりますけれども、ちなみに27年度でいくと、ルールということは別にして、交付税の措置としてはどれぐらい入ってきてるのか、まず伺いたいと思います。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 交付税算入ということでございますので、交付税算入につきましては起債償還の27年度、交付税率3700万弱の金額が交付税に算入されているということとであります。

議長 高山議員。

6番高山議員 それではまた、ちょっと何点か確認をさせていただければと思いますけれども、3点、ひとつには、料金回収率がどれぐらいなってるかということと、給水原価と有収率それぞれについて、どれぐらいなってるかということとをまず、お聞かせいただければと思います。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 料金回収率につきましては、26年度ということとさせていただければと思いますが77.3ということになっております。それと供給原価でありますね。給水原価につきましては、26年度で389円となっております。有収率につきましては、48.6ということとあります。

議長 高山議員。

6番高山議員 そしたら、次にですね、今平成27年度予算説明資料の、これは財政で作ったものだと思いますけれども、それと、今年度の28年度の予算説明資料の中の一般会計から地方公営企業に繰り出す繰出金の、それぞれ金額の説明がなっております。27年度は、まだ最終確定ではないですけれども、予算説明の中では7700万程度と、それから28年度については、6700万程度ということになっておりますけれども、これらの項目の中で、実は27年度は7700万ですけれども、実は高料金対策については、2769万ということで、28年度のやつは高料金対策については727万2千円ということで、これらについては、元金の2分の1が繰り出しのルールということになってますけれども、この辺、27年度の高料金対策につきましては、2769万ということになってますけれども、これは、基本的には高料金対策の部分と、建設改良費のルールの10%分が合算された額なのか、7と8を比較すると8には建設改良費が10パーセントというのが出てますけれども、7にも本来は建設改良費そのも

の金額もこの中に入るべきと思うんですけどもその辺はいかがでしょう
か。

議長 建設水道課長。

建設水道
課長 はい、27年度予算説明資料の繰り出し金の中の表の作り方のものだと
いうことでありますが、28年度については、詳細での1、2、3企業債元利、そ
して高料金、建設改良、その他ということでのつけております。27年度の
予算説明の中では高料金対策等ということで、この中に建設改良費に要する
経費、そして高料金とその他ということで、合算して記載をしていたとい
うことでございますので、よろしく願いをいたします。

議長 高山議員。

6番
高山議員 今、多分そういうようなかたちで、27年度につきましては、高
料金対策等ということで2700万程度入っているの、それらの合算だとい
うことではわかりますけれども、これはあれですか、一般会計から地方公
営企業繰出金のルールというののどのようになっているのかおしえてい
ただければありがたいんですけども。

議長 建設水道課長。

建設水道
課長 繰出金のルールであります、これにつきましては、総務省で示して
いる考え方、繰り出し基準に基づいて一般会計に繰り出しを行っているとい
うことであります。この計算の関係につきましては、建設改良費の一部を
満たす経費ということとなっております。この算出方法については、建設
改良費から国庫補助金を除く経費の10%そして水道整備事業に係る起
債の元利償還金の2分の1、そして、高料金対策に要する経費というこ
とで、高水準の料金設定をせざるを得ない簡易水道事業に対して料金格
差の縮小を資する経費ということとなっております。算出方法については、
前々年度の有収水量だとかそういうもろもろを引いたなかで計算するよ
うになっております。平取町につきましては簡易水道会計の収支均衡を保
つための総務省で示している繰り出し基準に基づいて算出した金額を超
える分についてはその他経費ということとなっておりますかそれについて
がその他ということで繰り出ししているということでございます。

議長 高山議員。

6番 それであれば先ほど私が聞いた、それぞれ事業をやってきた、もち
ろん中部振

高山議員 内もございますけれども、交付税措置の元利の分が3700万程度ということになると、町から繰り出すルールについては、それぞれの元利の2分の1ということで、もうすでにそういった意味では、交付税措置をこえて、一般会計からルール上で出してきていただいているという、内容で理解していてもよろしいですか。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 はい、そのようにして考えていただければよろしいかと思えます。ちなみに先ほど27年度ということでありましたが、今の決算見込みということで、あれしますと7950万ということで予定をしておりますが、今回当初予算では7700万の予算計上をしております。これで交付税算入については約3700万ということでございますので、約4千万が交付税を除いて一般会計より繰り出しをしているということでございますので、ご理解願います。

議長 高山議員。

6番高山議員 今のお話につきましては、了解しました。ただこれから20年かけて、老朽化した配水管をかえていくとか、そういった意味では、平成27年度の水道高料金対策実施計画の中にも入っていますけれども、経費はまだまだ、やはりずっとかかっていくという、もちろん償還もあるよということになるかと思えますけれども、その中で、この先般ちょっと資料でいただいた高料金対策実施計画というものがございまして、一般会計からの繰り入れに関する考え方で、水道担当部局では、それぞれ意見が出てますけれども、ここに財政の担当部局の意見というのがあることになるんですけど、それはいただいているということなのか、書いてないということなのかその辺はどうなんですか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えを申し上げます。財政担当部局といたしましては、基準外繰り出し、これについては、内容を精査するとともに、中長期的な収支計画に基づく事業計画により支出額の削減に努めるというふうに考えております。以上です。

議長 高山議員。

6番高山議員 書いていないけれども、財政担当部局の考え方はそういう考え方だということであるということですが、ただ水道会計のこの事業計画をみると、今後、かかる経費は一般的な経費もございまして、または建設改良費も年々、毎年同じぐらいの金額をあげていかなきゃならない、合理化や大きな削減は見

込めないというけれども、町の一般会計から繰り出す財政担当のところの意見としては、さらに削減をしていくという考え方だということで理解してよろしいんですね。

議長

総務課長。

総務課長

今申し上げたのは、基準外の繰り出しのことについてでして、基準内、ルール分については当然のことながら、そのルールに基づきまして、繰り出しをするということに変わりはありません。以上です。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

この計画なり、これからの水道事業会計をみていくときに、そういった意味では水道料金は直接私たちの生活なり、定住対策等に影響してくるものというふうに考えますけれども、なかなか経費はこれからはかかるし、水道料金については改定するのはなかなか難しいという実情もわかりますけれども、この中でいくと、経費は落ちないけれども、今後人口であるだとか、世帯については、それぞれの人口推計等をみていくと、世帯も落ちていく。世帯が落ちていくということになると、基本的には、水道料を上げて賄うのか、それとも、基準外繰入ではなくて、繰入を例えば、増やすということに、やっぱりやっていかなきゃならないのかという、そういう近い将来の見込みというのはどのように考えているのか、伺いたいと思います。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

今高山議員が申されているとおり、これからいろいろな事業をしていかなければならないというのは現実であります。水道料金につきましては現行水道料については平成10年、先ほど議員が言われましたように10年4月に約5%の料金改定を行っております。当時については多分全道で一番高かったんだろうと思っております。現在については、当初も申しましたとおり、平成27年の5月に公表しております北海道の水道、簡易水道で全道で3番目とこのような高料金になっております。料金の見直しの関係につきましては、従前どおり3年を目安としての検討をしてきているのが現状であります。このような状況があるという、負担があるものでありますので、これ以上の負担を求めるものでなく、現在につきましては現行料金を維持をしていきたいという基本的な考えでいるところであります。

議長

高山議員。

6 番
高山議員 今の担当課長の話はよくわかりますけれども、仮に消費税が10%になったときも、この今の水道の料金については税も含めて、維持していけるとい、維持していきたいという考え方なのか、もう一度ちょっと。

議長 建設水道課長。

建設水道
課長 今後の消費税の分でありますがうちの水道料の関係については基本料金7トンで2200円。超過料金については7トンを超えるものには240円となっております。このでた水量に対しての消費税ということになっておりますので、税金が消費税が今8%か10%ということになりますと、これについては2%分基本料金は据え置きにしても、消費税分については、改正になりましたら消費税で料金はなっていくということでご理解いただきたいと思ひます。

議長 高山議員。

6 番
高山議員 これからそういった意味では人口も減る世帯も減る、例えばかかる経費については、あまり落ちないということのなかで、そういったものが水道料に転嫁されることなく、対応していただけるような施策をとっていただきたいというのがありますけれども、ちょっと視点を変えて、ちょっともう1点、お聞かせいただきたいんですけども、今、平取町内の単身者世帯については、町民課のほうで何世帯あるかおわかりになるか、お聞きしたいと思ひますけども。

議長 町民課長。

町民課長 3月7日付けのデータになりますけれども、町内の世帯数が2618世帯、そのうち単身者世帯が1186世帯となっております。

議長 高山議員。

6 番
高山議員 今お聞きしましたように、町内には2618世帯、そのうち住基上ではありましようけれども、約40%程度の1186世帯ということが、単身者であるというふうにならざるに今それぞれ担当課長から、お話を聞いたところでございます。私は、先ほど視点を変えてということのお話をしましたけれども、そういった意味では、今7トンで、それぞれ基本水道料金をとっているところでございますけれども、7トンで、2310円、超過の1トン当たり250円ということで、よろしいでしょうか。

議長 建設水道課長。

建設水道課長	料金につきましては超過料金1トンにつきまして240円に消費税ということでもあります。
議長	高山議員。
6番 高山議員	私はここで何を言いたいかということなんですけれども、単身者世帯がそれだけ多いということはちょっと私も想定はしてなかったんですが、より実態にあった、水道料を徴収するという観点では、単身者世帯の平均的な水量、使う、毎月の部分については、5トンもしくは5トン未満かなということ考えていますけれども、その辺の単身者世帯の平均というのは出してるかどうかわかりませんが、毎月どれぐらいの使用水量使ってるかというのは大体でいいですけどおわかりになりますか。
議長	建設水道課長。
建設水道課長	建設水道課ではですね、今のうちの水道システムで単身者、各世帯情報については検索することができないのが実態であります。ただうちの今の給水件数については一般で1855件で営業等で315件の約2200件、これはもう量水器ということ考えていただければよろしいかと思えます。ただ、単身者のほうについては、特定検索ができませんけれども、20件ほど独自に年齢、性別、住宅の水洗化等の条件で、単身者の水道使用料について独自調査をいたしました。その水洗化した住宅と水洗化していない住宅ということで独自調査した結果なんですけれども、水洗化世帯につきましては、大体月の平均については8トン、これはもう件数が10件ほどということでもありますんで、アパートだとか、1戸建ち、そういう状況も含めての大体8トン。そして水洗化無世帯であります。これにつきましては、極端に落ちて、月平均3トンという、これは10件、これも10件であります、やってみましたがこのような数字になっております。
議長	高山議員。
6番 高山議員	調べた内容が少ないということもございましてけれども、水洗化された単身者世帯については、8トン程度ということなんですけれども、水洗化されていない世帯については3トンということになれば、私が言いたいのは、管内でも、基本水量を5トンにしているところっていうのは、新冠だとかそういうところで様似だとかっていうところであるわけなんですけれども、基本的には増えた、5トンの基本水量にしてそれから増えた分については、先ほど担当課長が言ったように、240円プラス8%の金額でやってくということになれば、基本水量を落とすことによって、3トン程度使われている方々が、今7トンのお金を取ら

れてるってことであればより実態に即した、やはり基本水量の設定というのは考えていかなきゃならないんでないかなというふうに私は思っているんですけども、すぐすれということではもちろんないですけども、少しでもこの高料金対策に対する単身者世帯の方々に、より実態に沿った基本水量をやはり徴収するということであれば、基本水量7トンでなくて、5トン。5トン以上使う人は皆今の7トンと同じかたちになりますので、少しでもそういうかたちでより実態の低減をするような基本水量に検討していく余地はないのか、改めてちょっと伺いたいと思います。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

はい、基本料金を下げれないのかということでありまして、単身者については。住基上での世帯2618、内1186の単身者の世帯の住民登録情報ということでございますが、実際的な単身者の実態というものが、つかめるのかどうなのかというの、なかなか難しいのかなというのがあると思います。世帯については住基登録上について、単身世帯で登録しているが実際的には同居してるだとか、外国人の登録みたく別々にしておりますが、共同で生活をしてるだとか、そういうもろもろ、そして病院に入院してるだとかいろいろなそういうことを考えたときに、実際的な単身者の住宅状況というのがなかなかつかむのが難しいというのが現実的にあるかと思います。その中で、今基本料金を下げるとのことにつきましてはいですね、今うちの水道会計からいくとなかなかちょっと厳しいのかなという状況でございますので、ご理解を願いたいと思います。

議長

休憩します。

(休憩 午前11時57分)

(再開 午後1時00分)

議長

再開します。午前中に引き続き、高山議員の一般質問を行います。高山議員。

6番
高山議員

6番高山です。先ほど来、水道料等についての一般質問をしておりますけれども、最後に先ほどの高料金対策事業計画の中でも示されてるとおり、これから配水管の老朽化に伴って、やはり向こう10年以上20年ぐらい、もうそういった意味では、この有収率を上げるためのそういった建設改良工事がかかるといのは十分に理解するところであります。ただ、先ほどお話し申し上げましたとおり、これから計画でみますと、経費は、水道料はずっと向こう何年間かは同じ水準もしくは消費税が上がるかどうかということもありますけれども、少し高い状態で計画の数値をおさえてるところでございますけれども、先ほど

来お話ししましたように、経費は、意外と落ちない。だけども、人口、世帯については減少するという状況のなかで、やはり今後は、一般会計から公営企業会計への繰出金について、今のもちろんルールの中かでということはありませんけれども、ルール以外のところでも、一定程度出していくことはやっていかなければやはりかなりな高負担になるであろうというふうに私は考えるところでございます。ですから、先ほど言いましたように、水洗と水洗化されていないところの水道の使用料についての担当課長の話もありましたけれども、できれば基本水量について、先ほど聞くと、全道では7トンから8トン、10トンにするというそういう流れもございますけれども、全道で3本の指に入るこれだけ、高負担の水道料金について、できれば基本水量を5トンにして5トン以上使う方々については、今までと変わりが無いという、状況になりますので、そういった意味では、ぜひそういったことも含めて、検討していただければというふうに思っています。ですから、子どもの医療費の問題だとかいろんなことで、なるべく地域の方々に定住の条件としてはそういうかたちでいろんな配慮をしていますけれども、やはりこの生活の直結するような、水道料についても、近い将来、そういうような、より実態にあった、基本水量にすることを、最後に要望しておきたいと思っておりますので、回答をお願いしたいと思います。

議長

町長。

町長

それでは、私のほうからご答弁申し上げたいと思っております。平取町では平成8年まで、小規模の簡易水道施設の6施設の管理をしてございましたけれども、施設の老朽化あるいは水源枯渇等の理由もございまして、3施設で事業統合を図っているところでございます。このときに、大規模改修を行ったことで、起債の償還はじめ、事業の統合後も新たな施設の改修、老朽化した配水管への取替等が必要になっているところでございまして、毎年多額の建設改良費がかかることから、水道会計の収支の不足する財源を一般会計から繰り出しているのが現状でございます。現在の水道料金が高いことは十分に承知しておりますことから、先ほど来、答弁等でもお話がありましたように、平成14年度以降、水道料金を本来であれば、3年ごとに見直しをすべきでありますけれども、据え置きしているところでございます。またご指摘のとおり、人口減少によりまして、水道料の収入も減少傾向にございまして、一般会計からの繰り入れで何とかこらえているところでございます。さらには、私どもの生活に欠かせない水道水については、今後とも、老朽化対策をしながら行わなければ本当に待たなしの対応が必要であることから、現在、年次計画で漏水箇所が多い地区から少しずつ整備をしているところでございます。このようなことから、将来の更新に必要な多額の財政負担を潜在的に抱えておりますことから、水道料金を今よりも低く抑えることはなかなか難しい状況にございますので、何とか現状の料金体系を維持していくというふうに考えてございますので、ご理解を願

たいというふうに思っております。以上です。

議長

高山議員。

6番
高山議員

それでは、二つ目のですね、障害者差別解消法についてご質問させていただきたいと思います。まず、この法律でございますけれども、この法律の目的なり内容は、どういったものかということをもまずそれぞれの担当にお聞きしたいと思っておりますので、ご回答よろしくお願いたします。

議長

総務課長。

総務課長

高山議員のご質問にお答えいたします。議員ご指摘の通り、障害者差別解消法、正式には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律であります。この法律は、障害のある人も、ない人も互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会をつくることを目的としております。障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別の解消をするための措置などを定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としております。以上です。

議長

高山議員。

6番
高山議員

ただいま担当課長のほうから、障害者差別解消法の内容と申しますか、そういったようなことについて、お話を受けました。この、障害を理由とする差別とは、その法律の中でどのようなことをうたっているのかまずもってお知らせいただければと思います。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。この法律は障害がある方に対して、不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求めているものであります。今、お話ありました不当な差別的取り扱いの禁止とは、例えば、障害者であることを理由に行政サービスや民間のサービス提供を拒否をしたり、または制限したり、あるいは、条件をつけることについて、禁止する、これは法律の内容であります。そういう差別を禁止するものであります。例えばお店への入店を拒んだり、受付窓口での対応を拒否したり、学校の受験や入学を拒否したり、保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れないというような条件をつけるなど、そういう行為をこの法律によって禁止をするものであります。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

ただいま担当課長からお話がありましたように、不当な差別的な取り扱い、この法律については、国及び地方公共団体と民間事業者ということで、それぞれ、対応するということになってます。ただ、個人同士の間での、この内容については対象としないということが、たぶん各担当課長もそういった内容で理解されているというふうに思っています。ですから、特に難しいのが、不当な差別的取り扱いというのは、国や公共団体もしくは民間業者もそれは禁止ということになりますけれども、この合理的配慮ということがやはり、問題になるのかなというふうに思っています。ただ、国やそれぞれ地方公共団体は、これは、法的義務で、そういったことを守らなければならない、民間事業者については、努力義務ということになっているかなというふうに思っています。そこで、まずお聞きしたいんですけども、この法律については25年の6月16日に公布をされています。そして、この28年の4月1日にそういった意味では、施行されるということで、そういった内容のなかで、準備期間といいますか、そういった間のなかで、町としてはどのように取り組んでいるのか、もし取り組んでいる具体的なことがあれば、お聞かせをいただければというふうに思っています。

議長

総務課長。

総務課長

はい、お答えをいたします。今、高山議員のほうから不当な差別的取り扱いの禁止とともに、法の趣旨であります合理的配慮の提供というお話ありましたので、前段若干それに触れさせていただきたいと思えます。この法律におきまして、差別的な取り扱いの禁止とともに、合理的配慮の提供ということが規定されておりますが、これは、障害がある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮が求められるものであります。例えば、目をご不自由な方に対して書類の内容を読み上げることや、障害のある方からかわりに書類を書くよう依頼されたときは、当該その書類に問題がない場合は、職員が依頼者の意思を十分に確認しながらかわりに書くこと、また耳をご不自由な方に対して筆談で理解していただくなどの配慮が求められるなどというような内容であります。ご質問についてであります。地方公共団体職員対応要領、これは職員対応マニュアルと呼ばれるものであります。町は、これにつきまして、障害者差別解消法第10条に規定する「定めるよう努める」ものとするもので、いわゆる、努力義務であります。現在、日高管内では、作成しようとしている町はありませんが、障害者福祉は重要であるとの観点から、平取町においてはこの法律の施行、本年4月1日ではありますが、この施行を前にして、職員対応マニュアルを作成し法の趣旨に即

した対応が取れるよう、現在、具体的な準備を進めておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

ということは、今、回答にありましたけれども、25年の6月16日の公布から施行までの間については、特段組織として、特に、何もやっていないということの理解でよろしいですか。

議長

総務課長。

総務課長

お答え申し上げます。公布の日から何もしていないというご指摘ではありますが、私どもといたしましては、法律の公布から施行の間については、準備期間というふうに考えております。ほかの法律も、同じようなかたちであります。ただ、障害者福祉につきましては、先ほど申し上げたとおり、重要でありますので、施行の前までに、十分対応していきたいというふうに考えておりました。一方、町は中央公民館や町内の生活館、主な生活館10か所の玄関にスロープを設置して、足元が不自由な方ができるだけスムーズにはいれるように、入り口の段差を解消したり、公営住宅を建設する際に、バリアフリー構造にして、住宅内の段差の解消に努めております。またふれあいセンターびらとりや、中央公民館には、障害者用トイレを以前から設置するなど、障害者に対する配慮は、従前から可能な限り行ってきていると認識をしております。障害がある方が来庁された際には、この法律がない時点においても、窓口などで、職員が、できるだけやわらかい対応をさせていただいているというふうに認識しております。障害がある方にとっては、まだまだ不十分であるとは存じますが、今後とも、障害者福祉の観点から、保健福祉課とも十分連携しながら、このことについて、留意をしまいたいと考えておりますので、ご理解、お願いをいたします。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

ただいま担当課長がお話ししましたように、俗に言う社会的障壁を取り除くということの努力については、前からそういったかたちで対応されているかなというふうには思いますけれども、この解消法の中で一番大事なのは、地方公共団体が、やはり、その合理的配慮の取扱要領をきちっと決めながら、やはり人対人のサービスだとか、そういったものをきちっとしなさいということの内容であるかなというふうに思っています。12月の一般質問にも確かありましたけれども、障害者計画をつくるときにですね、井澤議員の質問の中で、視覚障害者の方に、3人ピックアップして22人だか3人いる中の3人をピックアップしてアンケートを出した。出したけれども、返ってこなかった。こういった

ところ、それは聴覚障害者もそうかもしれませんが、なぜ3人ピックアップしたときに、その方々のところに郵送するのではなくて、行って説明して、読み上げて聞き取りをしながらアンケートをいただきながら、障害者計画の中に反映をする、なぜそういうことができなかつたのか。これは俗に言う人的な対応の中での合理的配慮に欠けているという、本当にその端的なあらわれでないかな。アンケート送ったから、目見えない人でも耳が悪い人でもみんなが同じようにアンケートを返してくれるなんていうそういった内容の捉え方が、まだまだ役所の中にはそういう、福祉を担当してるところで物事やってるところで、そういうものがあるということはやはり合理的配慮に欠けていると言われても、これは仕方のないことではないかなというふうに私は思っています。また、今、福祉用具貸与の問題でもそうです。今厚生省では、この、年々、毎年と言ってもいいぐらい毎年でなくてもっと早いサイクルの中で福祉機器が厚生省令で定められています。でもそういった物事を相談に行ったときに、いやいやうちの町は要綱の中の別表に入っていないから、基本的には待ってくれ。その待つのも何月からじゃなきゃだめだよ。よくわからないけれども、要綱を直すのに、そんなに時間がかかるのか。やっぱりこの辺は合理的な配慮、例えば障害持ってる人方がそういうかたちで行ったときにどれだけやっぱりせっぱ詰まって相談に行って、厚生省にももちろん指定されているから町でも当然にしてというところがあるんでないかなというふうに私はあるんですけれども、例えば新しい機器が出たときに、そういった意味では厚生省令に入っているのであれば、なるべく早く、スピード感をもって対応してくれるというのはやっぱり、そういったところが合理的配慮じゃないかなというふうに思っています。要綱ができないのであれば、すべてのものを書いてあるように補足の中で町長が厚生省令にはいってるのであればいいよということで決裁だけでも、そういうかたちで取れるって、そのスピード感が大事でないか、要綱直すのに何月からじゃなきゃだめだということはないんで、やっぱりそういったところがこの準備期間の中で合理的配慮に欠けるやっぱり対応でないかなというふうに、私は思っていますけれども、その辺はどういうふうにお考えか伺いたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

お答えを申し上げます。今このご質問に対して、私がお答え申し上げていることは、職員のこの法律に関する事業所としての責任というか、立場にあるものの答弁ということで、保健福祉あるいは福祉業務の細かい部分については私のほうからはお答えをすることがかないませんが、今後とも高山議員おっしゃるように障害をお持ちの方等に対する配慮については、今までも、私どもできるだけやってきたつもりではありますが、ご指摘のようなことがありましたら、十分今後注意して、改善に向けて努力をいたしてまいりたいというふうに考えております。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

これから4月に法施行がされるということでございますけれども、今の担当課長のお話しであれば、早い段階で、そういう職員の取扱要領的なものをきちっと、そういうかたちでやっていきたいということを今お話ししてはございますけれども、その中では、今いろんなところがたくさん物事をつくってきているような状況でございます。ですから、なるべく早くそういった意味では、意思疎通を図るような合理的配慮の例えばケースだとかそういうことも例示しながら取扱要領をつくっていただければよろしいのかなというふうには思っていますけれども、仮に物事が施行してもですね、その内容はまだ決まってないといったときには、例えば、公共団体の窓口について何か相談をする。例えば合意的配慮はされてない。相談するときの窓口というのは、どこに行けばいいのか。それはどのようにお考えですか。

議長

総務課長。

総務課長

お答えを申し上げます。合理的な配慮につきましては、役場の中でいろんな業務あります。その中で、私ども総務課が中心というか職員対応に関しては、総務課の指導内容の範疇に入っておりますので、基本的には私どもが対応させていただいて、その担当職員の対応について、その担当者あるいは管理職員に対して、お伝えして改善を求めるというかたちになろうかというふうに考えてございます。以上です。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

この施行以降ですね、速やかにそういうかたちでつくることが、先ほどの担当課長の答弁にもございましたけれども、そういった意味では、先ほどの松澤議員の公益通報の質問にありました。公益通報をやる、その保護については、その他、別途条例で定めるということが、先ほどのなかでのご質疑ありましたけれども、先ほどの答弁の中に、議員から指摘を受けてから初めて物事をスタートするという、答弁はあまり適当ではないかな。やはり例えば自治基本条例であればもう7年もたっている。もう8年目になるという状況の中で、やはりきちっと、議会からの指摘があってから先ほどこれからスタートしますと言ったんですけれども、この障害者差別解消法についても、施行してから、施行なってから、物事をつくるのではなくて、できれば、その前に施行と同時に、組織の中での対応要領ができて、こういうものは合理的配慮にかける事例だよというなことも踏まえた中で、窓口も含めてそういう対応が望ましいかなというふうには思いますけれども、今後ともそういった、障害者の方が窓口なりい

ろんなケースのなかで、不利益なことも含めて、差別的なことも含めて合理的な配慮に欠けるような、窓口なり、そういったことを改善できるように強く求めていきたいなというふうに思っています。その辺をちょっと一言だけ。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。今、高山議員おっしゃったようなことを念頭に置きながら、十分取り扱わせていただきたいというふうに考えております。1点ですね、先ほど松澤議員に対する答弁のなかを引用されたなかで、議員の指摘によって始めるというような内容、趣旨の答弁があったということ引用されましたけれどもそれは、人材育成の方針、職員研修の関係の予算については、今までの財政状況の苦しいなかではなかなか増額というのができない状況にありましたが、今般、議員の質問を契機に今後は十分配慮していきたいというふうに考えておりますという、答弁でありましたので、どうぞご理解をいただきますようお願いいたします。

議長

高山議員。

6番

高山議員

私の聞き違いかどうかちょっとわかりませんが、そういったかたちで指摘される前に物事をやってると指摘されないということにはもちろんありますので、早目早目の対応をとということでお願いを申し上げたいというふうに思っています。それでは3番目の職員の倫理規程についてということで、ご質問させていただきたいと思います。最近の全国的なニュースにおいて、職員の不祥事の報道が多く見られるような状況にあります。過去においても、私たちの町の中でもそういった問題がなかったということはないということを私は理解していますけれども、職員が町民全体の奉仕者であるということに鑑みて、職員の職務にかかる倫理の保持ということを非常にこれから職務の執行の公正さに対する町民の疑惑、不審を招くような行為の防止を図るというようなことも踏まえたなかで、そういった職員の倫理規定を策定する考えがないかどうか、まず、伺っておきたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

高山議員のご質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、町職員にかかわる倫理規定については、現在、町は作成をいたしておりません。日高管内各町も確認をいたしましたけれども、同様の内容となっております。地方公務員法第13条にある平等取扱いの原則、同法第34条第2項に規定する職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならないという守秘義務、32条にある法令遵守、いわゆるコンプライアンス、同法33条の信用失墜行為の禁止など、町民から

疑惑を持たれる、誤解を持たれるような言動、行動の行為を禁止することは、当然のことで、職員として厳に慎まなければならないものであります。町は公金の不正事案の発生を受けて、平成24年3月に職員の懲戒処分に関する措置基準をつくり、この中で処分に相当する事案の項目とその行為の内容を明示することによりまして、職員としてやってはならない禁止行為、非違行為を認識させ、不祥事を再び起こさないよう努力してまいりました。その後現在まで、不祥事の発生はないものと認識をいたしております。議員ご指摘の倫理規定につきましては、先ほど申し上げましたとおり日高管内で現在これを整備してる町はありませんが、ご指摘のように、全国的に不祥事の事案が報道されていることは事実でありますので、北海道や他の市町村などの先進事例を調査し、倫理規定制定の必要性について、内部で検討し、必要であると判断した場合は、制定に向けて前向きに進めてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

議長

高山議員。

6番
高山議員

ただいま担当課長から回答がございましたけれども、私はいつも感じるんですけどもよく答弁の中に、管内でやっていないからまだいいかっていうふうに聞こえるので、そういうことではもちろん、趣旨で言ってるわけではないと思いますけれども、やはりこれは倫理規定として、やはり必要なこと、良いことだというのであれば、基本的には、管内のやっぱり先進ということのなかで、模範になるような倫理規程をつくるべきだというふうに私は考えているところでございます。一つお伺いしたいということでございますけれども、先ほど、公務員のコンプライアンスという言葉出ましたけれども、この職員のコンプライアンスについてどのようなこと、どのように理解されてるのかちょっと、公務員のコンプライアンスとはどのように理解されてるのかちょっとお伺いをしたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。コンプライアンス、いわゆる法令遵守であります。公務員に限らず、法令遵守につきましては、必要なことでありまして、法律の内容をよく理解し、それにそぐわないような内容、あるいは禁止されている内容をしない、さまざまいろいろ考えられると思いますけれども、法律を遵守していくということで、特に公務員につきましては、ご案内のとおり地方公務員法というのがありまして、ほかの民間の会社、事業所等とは違うような内容の法律もあります。そういう意味で、公務員に課せられた法律の内容を十分留意して、遵守していくということが大事だというふうに考えております。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

私は公務員のコンプライアンスということについては法令遵守にとどまらなくてですね、社会の規範やルールを遵守してそれによって住民の期待にこたえることだとか、住民の信頼を損なうと考えられる行為は行わないということだとか、法令では定められていないけれども、地域の住民のためになる行為を行うこと。これが公務員のコンプライアンスかなというふうに、法令遵守だけでなく、一歩突っ込んだかたちの中での公務員におけるコンプライアンスというのは、そのようなかたちの考え方が適当でないかなというふうに私は思っていますけれども、ただそういったなかで、やはりこのうちのなかには条例の中にも服務規定があります。それから、自治基本条例の中においては第36条に職員の責務の各項にもうたわれております。問題を起こした場合についても、基本的には、平成24年ですか、かなり厳しい懲罰委員会なり、懲罰の内容を決めたものがございます。ただ、今倫理規定のないなかでなにか問題があったときに、そういったことを担当する部署というのは、やはり総務課だというところの方でよろしいのでしょうか。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。そういう不祥事案等発生した場合に対応する、第一義的な課としては、総務課であるというふうに認識をしています。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

そういったなかではきっともってこれから前向きに検討されるであろうということになりますけれども、倫理規定の中には、そういったなかでは、物事のこういったものはだめだよ、これは利害関係業者との間だよとかっているようなことがやはりうたわれて、やはり条例として出てくるのかなというふうに思いますけれども、そのなかで、先ほどの問題と重なりますけれども、何かあったときに、例えば、ほかの条例でみると、倫理監督員的な例えば相談を受けたり、対応したりというものが、きっともって必要になってくる。今はそれを総務課でやってるということになりますけれども、そういったかたちの中ではですね、ぜひ、そういった自治基本条例にもいろんなかたちでうたわれてますけれども、やはり職員の規範となる行動のやっぱり町民のためということになりますけれども、そういった職員の倫理規定についてもですね、前向きに、なるべく早く、こういった内容のものが策定されればというふうに考えています。それは、実は職員の倫理規程ばかりでなく、議会においても、そういったこともやはり、必要かなと私は個人的に何人かの議員ともお話してはいますけれども、そういうようなことも考えておりますので、そういったなかではお互いに町民のために

という行動の規範になるような、倫理規定を検討されるように、強く要望して、質問終わりたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。今、高山議員ご指摘のことでありますが、前段、少し前の質問になりますがコンプライアンスの解釈の関係で、私は法令遵守といわゆる狭い意味で申し上げております。高山議員おっしゃるように広い意味では公務員は町民全体の奉仕者であるという自覚や心構え、あるいは、今、議員ご指摘になった、職務上の利害関係者との関係における禁止制限事項、あるいは公金の取り扱いに関する実務上の留意事項、あるいは入札談合等の関与の禁止、は具体的な内容として重要であるというふうに考えております。加えまして、議員ご指摘のとおり、町民のためというのは役場職員、地方公務員すべて共通する規範でありますので、そのことについては、十分留意してまいりたいというふうに、考えております。以上であります。

議長

高山議員。

6番

高山議員

今担当課長からそれぞれの回答いただきましたけれども、基本的には担当課長の答弁は町理事者の答弁ととってよろしいということでしょうか。それとも町長から倫理規程等についてのご意見があると、回答があるということであればお聞きしたいと思いますけれども。

議長

町長。

町長

基本的には総務課長が申したとおりのこととございますけれども、過去の教訓から、不祥事は決して繰り返さないという決意のもとに、より公正な職務の執行の確保と町政の透明性を推進しながら、公務の適正な運営を図っているところでございます。また町民に信頼される行政運営を行っていくことは、職員の使命でございます。そういったことから、職員一人一人が職務に対する、意識を高めながら、さらなる町民サービスの向上を図っていくというようなことで、前段この倫理規定制定の必要性については、内部で十分検討しながら、必要であれば制定に向けて、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

議長

高山議員の質問は終了いたします。続きまして7番井澤議員を指名します。井澤議員。

7番

井澤議員

7番井澤です。私は、通告をしてありますように、JR日高線の復旧への取り組みについてお伺いしたいと思います。日高線が昨年1月7日から不通になっ

て、もはや1年2か月を超してることになりますけども、その間、非常に日高管内町民各位が気をもんでいるというのか、平取町町民についても同じだということでおりますけれども、昨年12月14日、そして本年2月28日に行われたJR日高線沿線自治体協議会について、これは秘密会ということのようですので、新聞報道で垣間見るというようなことしかできない状況でありますけれども、直接その協議会へ日高管内7町の町長として川上町長が出席しておられて、新聞報道の中で、川上町長の発言、私が見た範囲では2回ほど、発言をしているのを間接的に見ることはできたわけですけども、やっぱり、町民の皆さんにこの議会を通じて、状況がどうなっているかについて町長からのお話をお伺いしたいと思ってこの質問に立っております。まず第1点ですけども、不通から1年2か月経ったんですけど、平取町民への影響ってのはどういう状況になっているかについてお知らせください。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

はい、お答え申し上げます。今ご質問にございましたけれども、昨年1月7日8日の低気圧の接近に伴う高波の影響によりまして、JR日高線のほぼ中間にあたる厚賀大狩部間の一部が護岸下部が欠損し、盛土が流出したということで、その前の日からすでにJRは運休をしておりまして、その後1月13日には、鶴川静内間、静内様似間の運休が決まったということで、その後すぐにJRとしては足に影響が出ないようにということで、バスを代行しているという状況になってございます。今ご質問にあった、平取町民への影響ということでございますけれども、JR日高線の利用に関しまして、主に平取町民としては富川駅から静内あるいは苫小牧への、通学での利用がほとんどだというような状況になってございます。現在、前段申したとおり不通区間を代行バスが運行しているということからほとんどの生徒がそれを利用しているということになりますけれども若干、代行バスの時間が通常のJRの時間より早いというようなこともあってですね、一部の父兄の方は例えば、苫小牧方面ですと鶴川駅まで送るというような方もおりますけれども、生活などでは深刻な影響とまいましようか、それはないと考えられております。実態として、通学する生徒の数ですけども、静内方面が9名、それから苫小牧方面が21名というような状況になっております。

議長

井澤議員。

7番
井澤議員

主に高校生で通学している生徒の状況について、今静内方面9名、苫小牧方面21名、計30名の生徒のことについてご報告いただきましたけども、直接線路が町の中を走ってはいないわけですけども、具体的に高校生の利用に必要な交通機関となっているということ、今バス代行してるということではありま

すけども、平取町にとっても、この日高線というのは不可欠な交通機関ではないかと考えるところです。2番目の質問に移りますけれども、JR日高線沿線自治体との先ほど言いました2回の協議の中で、国、道、JR北海道の意向というのはどうなっていて、そして日高管内7町はどう要望しているのか、どう対応を求めているのか、そのことについて、お聞かせいただきたいと思えます。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

はい、管内の沿線自治体7町で、現在、冒頭のご質問にもありましたけれども、JRと北海道が入りまして、協議会というものを組織しているというような状況でございますけれども、管内の自治体の取り組みといたしましては、もう昨年2月から現在まで、日高町村会及び総合開発期成会というようなことで、道や道議会と合同でJR北海道、国、それから国会議員等にJR日高線の早期全線復旧に関する緊急要望を繰り返してきたというような実態がございます。で、この間、何とか早い復旧をとということで、昨年4月には町村会、期成会が中心となって早期全線復旧を求める署名ということで、管内的な署名活動を行ったということで、3万1865名の署名を集めて、これもJR北海道に提出するというような状況になっております。6月には国交省の指示で、国、道、JR北海道による検討会議も設置して、この辺の取り扱い、今後の具体的な案をどうしようかというような話し合いが始まったということでございます。平行して、管内7町で日高線の利用促進と地域振興に関する検討会というのを設置しまして、その具体的方策等の検討を進めてきているということでございまして、基本的には、いかに早く災害被災箇所を早期復旧させるかということで、今まで2回行われましたけれども、それに向けた協議を重ねているというような状況です。

議長

井澤議員。

7番
井澤議員

災害復旧という項目にあたるかどうかかわかんないけれども、公表されてるところではJRが言ってますところで、最初は27億円ぐらいから始まったかと思えますけどそれが30億円になって、さらにその後ありました気象災害によって、8億円追加になって合計今出されてる数字は38億円という数字が要するに線路、それから護岸等について、あらわされてる数字だと思いますけど、これについては国と道とJRが3分の1ずつ出すということで、新聞等では公表されてるんですが、そのことの割合とか、いうことについては間違いはないでしょうか。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長 この辺の災害復旧のかかる費用については、今ご質問にあった三者が検討しているというような状況でございます。現場そのものにかかる経費プラス、高波をどう抑えるかというような、そういった工事等も現実問題、実施しなければならぬということもあって、3分の1とかですね、その負担割合については、まだまだこれから話が進むものだという認識ではございます。

議長 井澤議員。

7番 井澤議員 現実に、新冠町内で線路の路盤が高波で洗われて現在は、その区間において、線路が撤去されてるというような状況ですけれども、私が思いますのに護岸とその線路の復旧ということと、JR線を復旧させて走らせるということは、イコールであるし、また、次元の違うことのように思いますけれども、38億円にJRのほうを追加して離岸堤という言葉でそれが、豊郷清島間については必要だということがありますが、そのことについてはこの協議会等でJR側からどのように出されているんでしょうか。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 管内7町で組織します協議会の中では、この辺どう復旧させるかというようなことでの各関係機関の割合とかですね、そういう議論ではなくて、いかに早く、復旧させるかということと、プラス日高線のその後の利用促進について、いろいろ管内としても協力できる場所があればというようなことで、そういうお話のやり取りを過去2回、しているという状況になっております。

議長 井澤議員。

7番 井澤議員 その中で、国、道については、その災害ということもかかわってるので、財源的支援をするような意向で新聞記事を見ると、伝わりますけれども、JRについて、なかなか強固な姿勢のように見えて新聞等で見る範囲ですけれども、なんていうかこの日高線、この工事の復旧そして、日高線の復旧について、何かしらもう1年2か月おくれたことなかで、取り組む姿勢が全くないようなも見えるんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 復旧に関してもですね、費用負担等は、先ほどの答弁にもありましたが、今後国、JR、北海道で、より具体的な協議が平行して進んでいくものなんだというふうに感じておまして、実質的な38億とも言われているような非常に大

規模な工事ということになりますので、どういった手法でまずどこからはじめるのかとかですね、そのなった場合の各機関での負担とか、そういう話が今も続いているんだというような、今後も協議されるもんだということでございまして、J R側のやる気とかですね、そういうものを私どもがそういう場で感じ取ることがなかなかできないということもありますので、それは三者ですね、真摯な協議が続いているんだなという認識ではございます。

議長

井澤議員。

7番
井澤議員

この自治体協議会の座長は日高振興局の辺見局長がしておられるということになりますが、道を代表してということなんですけども、道の、先ほどJ Rの意欲はわかんないってんだけど、道がこの日高線の復旧に関して3分の1の負担というところまでは言ってるように思いますけども、重要性和緊急性、この辺についてはどんなかたちで取り組もうとしているのか、その辺をお知らせ下さい。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

北海道、特に日高振興局の姿勢ということですが、1日も早い復旧をとということでございまして、徐々にそのJ Rの利用者等も経年的には減少してるというような実態はございますけれども、やはり貴重な日高管内の公共交通機関ということもございまして、この辺は1日も早い復旧をとということで、会議の中でもそういうことは強く、北海道としても訴えるという印象がございまして、姿勢としては、まず、早い復旧をとすることは非常に私どもには伝わってくると、そういう印象がございまして。

議長

井澤議員。

7番
井澤議員

その2番のところの中で、日高管内の7町はですね、どう要望しているか、取り組みの仕方とその要望の仕方、その辺についてお知らせいただきたいと思いますが。

議長

町長。

町長

それでは私のほうからご答弁申し上げますけれども、沿線自治体としてJ R北海道への要望事項については、大きく分けて4点ございます。一つは、通学、通院、学校行事など、地域住民が利用しやすいダイヤの検討、それから2点目には住民が利用しやすい、あるいは利用拡大が見込める駅、あるいは乗り降りできる場所の設置、そして3点目には、自治体や交通事業者等との連携による

地域事情にあわせた列車運行、それから4点目にはサイクルトレインあるいはイベント列車の創設等でございます。そういったなかで、要望しておりますけれども、2回目は2月28日に開催されまして、前段申し上げたような利用促進策について、JRの立場から検討してもらいながら、具体的な数字を含めて提案をしてほしいというお願いをしておりましてけれども、2回目には具体的な提案がなく、議論には進まなかったところでございます。そういったなかで、JR北海道は年間10億以上にのぼる運行による赤字補てん、あるいはトンネルだとか、施設の更新費用は単独では負担できないというような、そういったなかで、地元負担が必要等々の提案がございましたけれども、この当協議会としては、提案としては、受け入れられないものというふうになってございますので、答弁に代えます。

議長

井澤議員。

7番
井澤議員

今町長からお知らせいただいたところで、少し生々しいところ、協議会での生々しいところが話少し伺うことができたかなと思うんですけども、今、実際不通になっている箇所のはじまりが新冠町っていうことがあるんですけども、これまでの報道の中では日高管内の7町が一体となって、まあ町村会でいけば、新冠小竹町長を筆頭に一生懸命取り組んでおられるということは、新聞報道等では知ることできるわけですけども、私としては、なかなかJRから今町長の回答にありましたように具体的な利用増に関しての提案はしてもそれについての回答がないということで、大変、困難な協議会というか、交渉なんではないかと推測はいたすところですが、私としては、3番目になりますけれども、日高管内その7町だけではなく、始発点が苫小牧から日高線が始まって様似町まで行くわけですけども、これまでのところでは、日高線沿線全部、ですから苫小牧市、厚真町、むかわ町っていう1市2町を経て様似町までの日高線なんですけども、今これをここも一体となった取り組みが必要ではないかと思っておりますけども、その辺のことにしましては、何か、取り組んでいるとかこれから検討しているというそのようなことはあるんでしょうか。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

被災の場所が日高管内、新冠町ということもございまして、まずむかわまではとりあえずといったらあれですけども、路線は確保されているというようなこともあってですね、被災地が日高管内ということもあって一刻も早い管内的なその復旧をとということもありましたので、まず日高町村会、期成会が要望活動を一生懸命行ったと、そういうような経緯もございまして、まずは日高でそういったJRをサポートするような振興策について要望とあわせて考えていこうというような、そういう経緯になったということでございます。これからどん

どんそういった議論が進んでいくというふうに踏んでおりますけども、そういう場合、やはりむかわ、厚真、苫小牧という沿線を入れた構成メンバーといいたいでしょうか、そういうことも当然考えられる可能性はあるかなというふうに思っていますので、まあ今後管内的にはそういったその協議の成りゆきといいたいでしょうか、経緯等も含めて、今後、こういう組織のあり方をどうするかというのは、今後検討されることになるかというふうには考えてございます。

議長

井澤議員。

7番
井澤議員

苫小牧から胆振の3自治体と日高の7自治体、日高管内は国勢調査でいきますと人口が7万人を割ったと、7町で。そういうような、人口減の状況は続きますけども、苫小牧17万人と入れますと、この苫小牧から様似までの関連自治体ですね、線路はえりも町と平取町は走ってませんけども、関連管内自治体ということであれば、人口でいくと国勢調査の数字からひろくと25万5千人の人口の地域だということですので、7万人だけの問題でなくて、始発点である苫小牧からの住民の方々についても、全く知らないというか、関係ないということではないと思いますので、ぜひ7万という数字よりもやっぱりこの日高線沿線で25万5千人というその数字は、非常にやっぱり大きな意味を持ってくるのではないかと思いますので、そのことについて、できるだけ早く、苫小牧、厚真、むかわ、まあ東胆振の中心都市であります苫小牧市に関しては、取り組みを始めてもらいたいと思いますので、重ねてそのことについてそういうなんというか、方向を日高の管内7町の中で、考えを広げていくという意味で取り組みをもっと進めていただきたいと思いますが、重ねて質問しますがお答えいただけますでしょうか。

議長

町長。

町長

胆振管内もですね、日高の総合開発期成会、あるいは町村会で要望しておりますけれども、大変ご協力をいただいております。そういった意味で、今後、課長のほうからお話ありましたように、この協議会の議論が進んでいくなかで、協議組織の後ですね、委員あるいは組織のあり方も、変わっていくのかなというふうに考えておりますので、答弁いたします。

議長

井澤議員。

7番
井澤議員

はい、それでは、3番について終わります。4番目ですけれども、毎年の赤字が15億円という、JRの発表になってますけれども、これが経済的な数字でいきますと、日高線の状況なわけですけれども、この日高線の145キロも超す長い単線の線路ですけども、これは私ども日高それから胆振だけのものでは

なくて、国内、日本に属する、J R北海道の管轄になってますけども、大事なその社会的資本ではないかと思うんですけれども、実際走っている、近隣町村の中で、今、日高の7町、そして、今3番でそれを胆振の始発点である苫小牧からの10自治体に関連するわけですけども、復旧後の赤字とかについて、J Rが公式な場ではないということですけども、上下分割方式とかいろんなことで、事務的な会議の中で、提案された経過があるということですが、これまで、J Rの赤字のこと、そして維持のために、多分各自治体は、1円も支出していなかったのではないかと思います、私としては、この大事な日高線を、この地域で、維持、そしてまた発展させていくためには何らかの国や道の応援というか、そういうことも求めなければいけません、ここで生活する町民のためにこの線路の復旧とそして維持のために、ある程度の負担というものも、考えなければJ Rの今までのかたくなな態度をみると、廃線にされてしまうんじゃないかなという心配を持つんですが、私の心配のしすぎなんでしょうか。とても大事なこの国の財産であるのを私ども特にこの日高胆振東部の自治体が預かっているという意味で、ある程度の負担っていうことが必要でないかと思えますけどその辺について、お話を伺えればと思いますが、

議長

町長。

町長

日高線が運休して約1年2か月なりますけども、何とか今年の3月末、今月末には一定のめどが立つものと期待しておりましたけれども、現実的には難しい状況でございます。利用促進を前提に考える私どもと、また赤字の補てん、あるいは車両の更新などにかかる負担のあり方も議論したいJ R北海道との意識のずれがあるように思っております。今後時間を要しますけれども、当協議会としては、1日も早く災害箇所を復旧させて早期に開通させていただきながら、あわせて利用促進について、沿線自治体と一緒に考えていきたいというふうに考えているところでございます。また、路線の赤字負担の問題については、これは日高線だけの問題ではなく、全道的な赤字路線が数多くございますので、日高線だけが負担すべきものではなく、全道的な見地から議論されるべきであって、この協議会で協議するフィールドではないということで、この赤字負担の問題は、やはり全道レベルのなかで協議しなければ、じゃあほかの赤字路線はどうするのか、日高線だけ赤字を負担すればいいのかということになってしまいますので、協議する場が違うということ。私どもはやはり災害復旧をして1日も早く、沿線を復旧して、再開をしてほしいという思いでございますので、答弁に代えたいと思います。

議長

井澤議員。

7番

日高線が不通になってから12月には北海道新聞社が、苫小牧、白老の方もお

井澤議員

られたようですけども、胆振東部管内そして日高管内で住民アンケート、100人のアンケートをされて、そのことについて記事の中では6名ぐらいの方が写真入りで私はこう思うっていうようなことを表明しておられますけども、その中でJR日高線を守る会代表幹事村井直美さん、46と書いてありますけども、この方が中心になって私も参加させてもらいましたけども、新冠町とそして日高町で2度の1日も早い復旧ということで、日高線復旧のための活動、講演会ですね、両回とも講師をお招きしておって大変勉強になりましたけども、その中で、自治体の日高管内7町長一所懸命やっておられるんですけど、民間としても、そういう全くボランティア団体でこの日高線の自分たちの線路の大事さということを勉強しながら、ぜひ復旧、開通ということでやっておられる方もおまして、北海道新聞等をお読みの方は、そのことについては、1月10日前後のところで最初は1月5日ぐらいからだったと思いますけども、記事になっていたので、おわかりだと思いますけれども、そういう民間の方々とも、協議会の方々、連携をとっていくことも大事じゃないかと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

議長

町長。

町長

ご指摘の通り、やはりこれから具体的な利用促進を考えるときには沿線の住民の方も一緒になって、官民あげて復旧に向けての連携を深めていきたいというふうに考えているところです。

議長

井澤議員。

7番

井澤議員

日高線が大事だっていうのは私たちの足であると同時にですね、今3月、今月26日、もう間もなくですけども、北海道新幹線が函館まで開通すると。札幌まで開通するのは2030年ということで、15年近く後にはなりますが、函館まで開通したなかでも、観光の足、お客様を迎えるということで、経済波及効果が新聞に載っていたなかでは、日胆地域の経済波及効果が年間2534億円という大きな波及効果があるのではないかとということで、それは、胆振だけ、温泉の登別とか支笏湖とかそういうことではなくて、日高、日胆地域ということで積算された数字っていうことですけども、今平取としても、アイヌ文化振興と同時に、観光で町を良い産業構造の町にしようということで、観光商工課を4月1日からつくるということで、先に承認されましたけれども、そういう新幹線、今は函館までですけども、JRとしては在来線を通じて、室蘭本線で苫小牧まで来ると。で、そっから日高線に乗る、そういうお客様あるいは外国人の方のお客様等について、やっぱり今後の観光の広がりということを考えたときに、大変この日高線は大切な交通機関となるのではないかと思います、観光課を新たにつくって、進めるという意味で、この辺の新幹線効果、とか、

それにどう対応していくのが良いのかというその辺のところについてお考えをお聞かせいただければと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

今ご質問にありました北海道新幹線、函館までの開通の効果というところですが、一昨年にこういった新幹線効果をなんとかわが町にもということで日高地域と胆振地域の n i t t a n という組織を立ち上げまして、主に観光でどう連携していけるかということ協議したり、すでに取り組みが始まっているというところでございます。まだなかなかアクセスとしては、函館までということもあってなかなかダイレクトに波及、いい効果を与えることが、これからの課題かなというようなところもありますけれども、延伸するというのも含めて、さらにそういったものを検討していくということになるかと思えます。鉄路がつながっているということは非常に観光としてもいろんなことで条件的には有利なものになるのかなというようなこともあって、井澤議員おっしゃるとおりのことだというふうにも認識しておりますので、であればですね、さらに、であるからこそ、そういったこと含めて、J R 日高線の存続と早期開通に向けて管内 7 町連携していろんな振興策を考えながら、1 日も早い復旧を願うということが今、我々に与えられてる仕事ではないかというふうに認識しておりますのでぜひご理解をお願いしたいと思っております。

議長

井澤議員。

7 番
井澤議員

積極的なお考えをお聞きいたしました。J R 日高線の自治体協議会については、この後の予定が決まっていなかったのかもしれませんが、J R の手法としては事前の自治体課長との確認会議のところから上下分割式のことを持ち出してくるなどとかいってなかなかしたたかというのか、そういう姿勢が見られますけれども、ぜひ担当課長会議の席で、そしてまた、自治体協議会の席でそういう J R の姿勢に負けないで、とにかくこの日高線が私たちの町にとって、大事な交通機関だということさらさら言い続ける、そしてまたそういう意味では柔軟な対応のなかで状況によっては全く一銭も出さずに復旧できればそれはいいけれども、やっぱりどっかで判断すべきところが必要かと思えますが、新聞報道でいきますと一番厳しい論調張ってるのは終点であります様似町長は新聞にもよく載ってますけれども非常に厳しい。一銭も出すもんじゃないというふうなそういう言い方をされてますけれども、物事は、これは良い悪いでもなくて交渉となっている状況のなかではどこで折り合いをつけるかというのが大切だと思いますけれどもその辺のところの折り合いをつける、未来へこの日高の発展を日高線から通じて進めていくんだという意味で、最後にその覚悟を川上町長からお知らせいただければと思います。

議長 井澤議員、今の質問についての答弁については先ほど町長もそしてまた、まちづくり課長も十分意を尽くしてお話しされたというふうに私は思っておりますので、その上でもしまだ補足があれば。町長。

町長 それでは私のほうから簡単に申し上げたいと思いますが、今国では、地方の創生というようなことで、地域を大事にしながら活性化を図るといふなかでは、日高線というのは非常に大事だといふふうに考えてございます。負担の問題については何百万単位ではなく、もう億単位ということになると各町の財政状況では非常に難しい状況にあります。公共交通という、そういった役割のなかでは、こういった補てんについてはなかなか難しいかなといふふうに思っております。そういったなかで、これから当協議会としてもやはり1日も早く災害の箇所を直していただいて、復旧してもらい、再開してもらいということにですね、開通させていただきながら、あわせて、利用促進については沿線自治体と一緒に考えていきたいといふふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 井澤議員の質問は終了します。以上で通告のありました議員からの質問はすべて終了いたしましたので、日程第2、一般質問を終了いたします。

日程第3、報告第1号請願審査の結果報告についてを議題とします。請願第1号給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める請願について、総務文教常任委員会委員長から、審査報告はお手元の議案のとおりであります。これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり、採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第3、報告第1号請願審査の結果報告については報告どおり採択と決定しました。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれで散会いたします。どうもご苦労さんでございました。

(閉 会 午後 2時20分)